

第 2 次

高知県社会貢献活動支援推進計画

(平成 21 年度～平成 25 年度)



みんなでつくる元気な高知

～地域の“きずな”が未来をひらく～

平成 21 年 3 月

高 知 県

目 次

| | |
|----------------------------------------|----|
| 第1章 計画の構想 | |
| 第1節 計画の趣旨・策定の目的 | 1 |
| 第2節 これまでの経緯 | 3 |
| 1 国の動向 | |
| 2 県の動向 | |
| 第3節 計画の位置づけ | 8 |
| 第4節 計画の対象 | 8 |
| 第5節 計画期間 | 9 |
| 第6節 計画の構成 | 9 |
| 第2章 計画の目標 | |
| 第1節 テーマ | 10 |
| 第2節 計画の目標 | 10 |
| 第3節 各主体の取り組み | 11 |
| 1 県の取り組み | |
| 2 市町村の取り組み | |
| 3 事業者の取り組み | |
| 4 県民の取り組み | |
| 5 社会貢献活動団体の取り組み | |
| 第3章 社会貢献活動団体の概況及び課題 | |
| 第1節 社会貢献活動団体の概況 | 14 |
| 第2節 市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体からの声 | 18 |
| 第3節 課題への対応 | 21 |
| 第4章 社会貢献活動に対する支援策 | |
| 第1節 基本方針と実施項目 | 22 |
| 第2節 実施項目ごとの行動計画 | 22 |
| I 社会貢献活動団体の育成、活動の拡大 | |
| II 社会貢献活動団体に対する県民の理解と参加の促進 | |
| III 市町村、事業者、大学等との連携 | |
| IV 社会貢献活動団体と各主体との協働の促進 | |
| 第5章 進行管理 | |
| 第1節 社会貢献活動支援推進会議の設置 | 31 |
| 第2節 進行管理 | 31 |
| 《資料編》 | |
| 1 高知県ボランティア・NPOセンターの概要 | 32 |
| 2 公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」の概要 | 33 |
| 3 特定非営利活動法人に対する支援税制の概要 | 34 |
| 4 高知県社会貢献活動支援推進計画(平成11年度～平成20年度)の評価の概要 | 35 |
| 5 社会貢献活動団体をはじめとする各主体を対象としたヒアリング | 37 |
| 6 県内の社会貢献活動団体の活動事例 | 41 |
| 7 高知県社会貢献活動推進支援条例 | 45 |
| 8 用語の解説 | 48 |

第1章 計画の構想

第1節 計画の趣旨・策定の目的

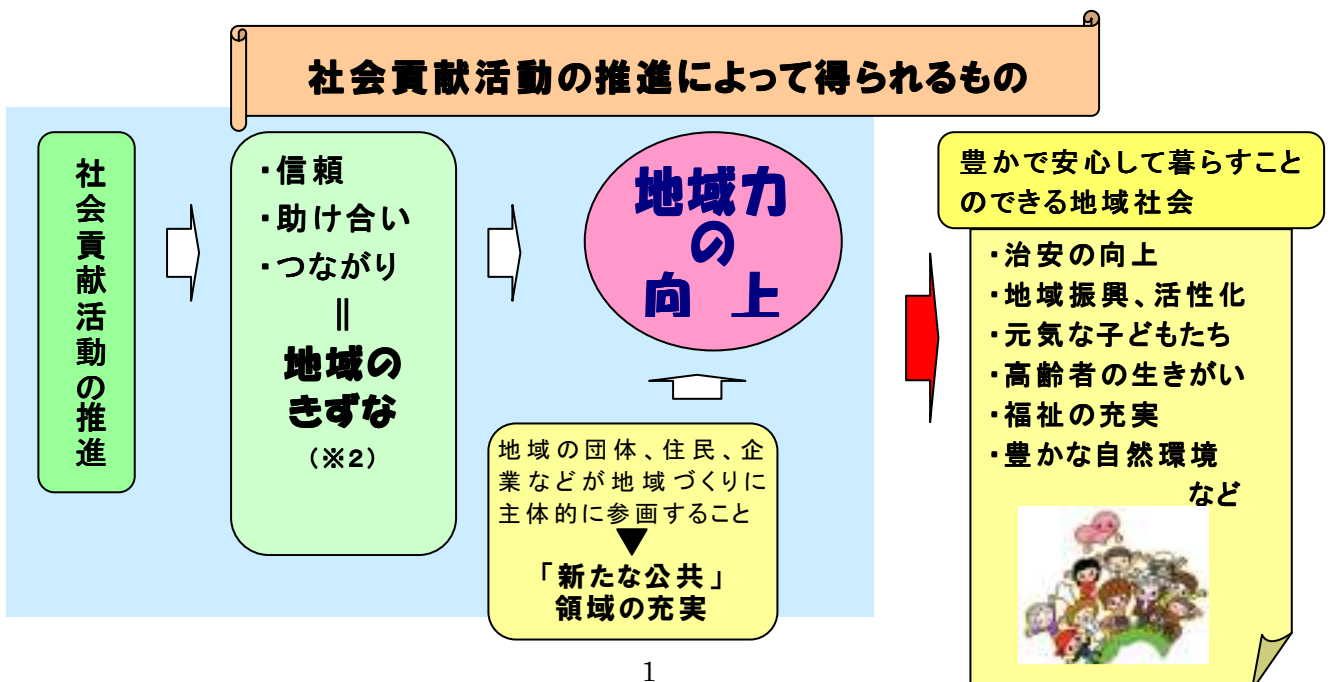
県では、平成11年3月に「高知県社会貢献活動推進支援条例」を制定するとともに、その基本理念に沿って、社会貢献活動に対する支援を促進するため、平成11年度から平成20年度を計画期間とする「高知県社会貢献活動支援推進計画」を策定し、社会貢献活動を推進するためのさまざまな支援を行ってきました。

この間、特定非営利活動法人をはじめとする社会貢献活動団体の数は大幅に増加し、さまざまな自発的な活動が県内で活発に展開されるようになり、その分野も福祉、まちづくり、文化芸術、環境保全、国際協力、子どもの健全育成など多方面に広がってきました。

しかし、少子高齢化、雇用の場の減少等による若者の県外流出、中山間地域や地域社会を担っているコミュニティの衰退など地域社会を取り巻くさまざまな課題が山積し、住民ニーズも多様化しています。このような中で、地域と行政との関わりも大きく変化し、住民、地域の団体、企業などが地域づくりに主体的に参画することがこれからの地域社会の発展に必要となっています。

すなわち、地域の個々の課題解決から一歩進んで、地域を担うさまざまな人や組織が、皆で協働して地域づくりを行うという「新たな公共（※1）」の領域の充実もこれからの地域社会の発展には欠かせないものとなっています。このため、今後はこの部分に視点を置いた自発的な地域づくりの担い手の輪を広げることが重要です。

こうした社会貢献活動を推進することは、「信頼」や「助け合い」、「つながり」といった「**地域のきずな**」が築かれることを促進して、地域で暮らす人や組織の間に、皆が協働して地域づくりを担うという機運を醸成し、「新たな公共」の領域の充実による「**地域力の向上**」につながることであります。



この計画は、本県が、豊かで安心して暮らすことのできる元気な地域社会の実現という目的を達成するために、地域力の向上につながる社会貢献活動への支援を推進するために策定しました。

地域を担うさまざまな人や組織が、協働して地域づくりを行っている事例

特定非営利活動法人 とかの元気村（高岡郡佐川町）の取り組み

【法人の概要】

- ・佐川町斗賀野地区（人口約 3,300 人）を基盤に活動する NPO 法人で、住民参加のまちづくりや地域振興を目指して、地域の活性化や環境の整備に関するさまざまな事業を行うことにより、住民の郷土愛や生きがいづくりを進めている。会員数 **179 名**。（平成 20 年 8 月現在）

【主な活動等】



【たらふく秋まつり】

もともと町主催のイベントであったが、NPO 法人が主催するようになってから参加者も増え、2,000 人規模の佐川町最大の住民参加型のイベントに成長。



【とかの元気村役場】

会員有志が協力して、手づくりの役場庁舎を建設。法人事務所としての利用だけでなく、住民なら誰でも利用できる集会場として地域に無料開放している。



【とかの元気村通信】

法人としての活動に加えて、地域全体のイベントや出来事を掲載し、会員だけでなく地区全体に配布するなど、地区広報誌的な役割を果たしている。

住民主体での地域づくりを推進するため、既存の地縁的団体と NPO 法人がうまく連携できており、それぞれの地域が協働して地域づくりを行ううえでモデルとなる事例である。

第2節 これまでの経緯

1 国の動向

① 特定非営利活動促進法の制定

◆注目されたNPOの存在◆

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,400名を超える未曾有の被害をもたらしましたが、地震直後の被災地において、公平の原則に縛られて動きがとりにくかった行政に代わって被災者支援に大活躍したのがボランティアやNPO(※3)でした。

それまでの市民生活サービスは、主に行政や企業によって支えられていましたが、営利を目的とせず柔軟な活動が展開できるNPOの存在が、豊かな社会を形成するうえで不可欠であるとの認識が、この阪神・淡路大震災における活動をきっかけに高まってきたのです。

◆特定非営利活動促進法の成立◆

一方、このようなNPOの多くは、法人格を持たない任意団体として活動を行っていましたが、契約や登記を行う際には法人格が必要とされるなど、団体に法人格がないことが、活発な活動を行ううえでの制約になる場合もありました。

こうした状況の中、国においては、NPOなどの市民活動団体が容易に法人格を取得できるようにするための法制度についての検討が重ねられ、議員提案としての「特定非営利活動促進法」が平成10年3月に成立、同年12月に施行されました。

◆NPO活動の広がり◆

この法律は、法に定める要件を満たしていれば、行政側は法人格を与えるための「認証」をしなければならないというように、「行政の裁量」の部分ができるだけ排除し、法人格を取得しやすくしたという特徴があります。法施行後10年を経た現在、全国には3万6千を超える(平成20年12月現在)特定非営利活動法人(NPO法人)が、さまざまな「思い」を持って活動しています。

② 各省庁におけるNPOに関する取り組み

全国的にNPO活動が広がりを見せる中で、各省庁においてもこのような力を活かすことが重要であるとの考え方が主流となっています。

国のNPO関連予算についても増額傾向にあり、NPOへの期待の高さが伺われます。

＜NPOが対象に含まれる主な国の事業(平成20年度)＞

- ・官民パートナーシップ確立のための支援事業(内閣府)
- ・「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業(国土交通省)
- ・農村コミュニティ再生・活性化支援事業(農林水産省)
- ・集落活性化推進事業(国土交通省)
- ・循環型地域社会支援事業(環境省)

2 県の動向

① 条例の制定及び計画の策定

県では、「特定非営利活動促進法」の施行にあわせ、平成11年3月に高知県社会貢献活動推進支援条例を制定しました。

この条例には、県民生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくりに寄与することを目的に、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる事項を定めています。

また、この条例に基づく「社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画」として、平成11年度から平成20年度を計画期間とする「高知県社会貢献活動支援推進計画」を策定しました。

この計画は、計画期間が10年間と長期にわたることから、前期計画（平成11年度～平成15年度）と後期計画（平成16年度～平成20年度）に分かれています。

② 「高知県社会貢献活動支援推進計画（平成11年度～平成20年度）」の成果と課題

この計画に基づいて行ってきた社会貢献活動に対するさまざまな支援の取り組みが、県内の社会貢献活動の発展にどのような役割を果たしてきたかを検証し、平成21年度以降の新たな計画策定の指針とするため、平成19年12月に計画の評価を行い、成果と課題を整理しました。

<支援策の成果と課題>

10年間の取り組みは、前半の5年間に、高知県ボランティア・NPOセンターの整備や公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドの創設など、社会貢献活動の量を増やすことに重点を置いた支援を、後半の5年間は、それまでの支援に加えて、NPOと行政との協働推進事業の実施など社会貢献活動の質的向上に力点を置いた支援を行ってきました。

| 年度 | 項目 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成10年度 | <ul style="list-style-type: none">・「高知県特定非営利活動促進法施行条例」施行・「高知県社会貢献活動推進支援条例」制定・「高知県社会貢献活動支援推進計画」策定(平成11年度～平成20年度) |
| 平成11年度 | <ul style="list-style-type: none">・「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド」設立許可・高知県NPOセンター設立 (平成13年4月から高知県ボランティア・NPOセンター) <p>【高知県ボランティア・NPOセンター】(資料1) 設置、運営主体は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会で、この計画では「高知県社会貢献活動拠点センター」として位置づけている。</p> |
| 平成13年度 | <ul style="list-style-type: none">・NPO(県外)への県職員の派遣研修(1年間)の開始(～平成18年度)・「高知県社会貢献活動支援推進会議」設置 |
| 平成15年度 | <ul style="list-style-type: none">・「高知県特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例」施行・「高知県社会貢献活動支援推進計画(後期計画)」策定 |

| | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 16 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ N P O と行政との協働推進事業開始 ・ N P O と行政との協働推進ワーキングチームの設置 |
| 平成 17 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の手引書発行 |
| 平成 18 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県ボランティア・N P O センターに駐在職員を配置 ・ N P O とのパートナーシップづくり事業開始 |
| 平成 19 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ N P O (県内) への県職員の短期派遣研修 (3 日間) の開始 ・ 高知県社会貢献活動支援推進計画の評価の実施 ・ 庁内に協働サポーター(※ 4)を設置 |

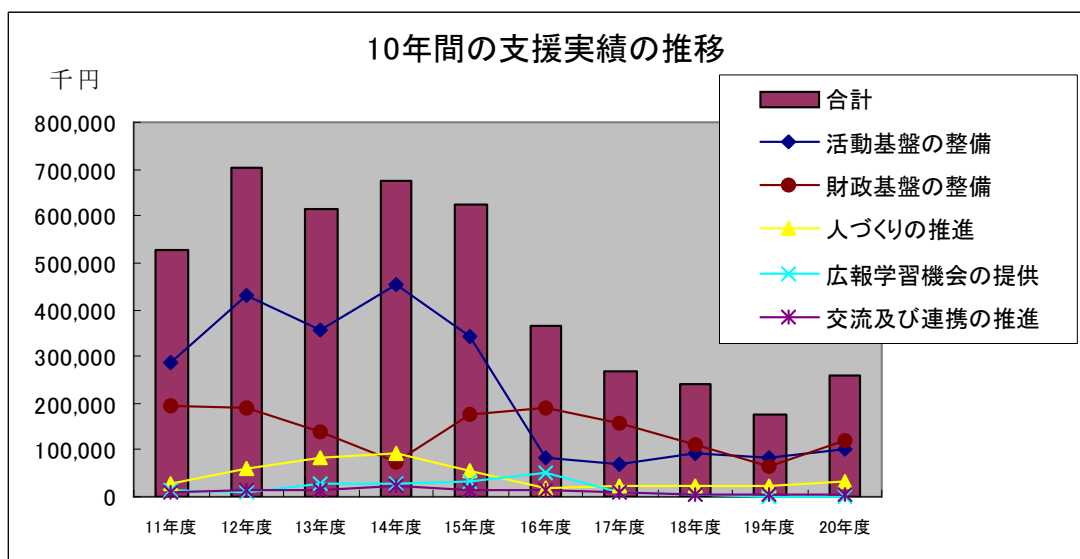
《10年間の支援実績の推移》

毎年度、県が行っている支援策の実施状況を取りまとめ、公表しています。

計画前半(～平成15年度)は、平成14年度に開催のよさこい高知国体及びよさこいピック高知(全国障害者スポーツ大会)に関連する支援策が多かったことや、県有施設の施設運営費を、社会貢献活動団体の活動基盤整備として支援策に計上していたことなどから、支援実績額が多くなっています。 単位:千円

| | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 合計 | 527,769 | 701,371 | 615,649 | 672,879 | 624,480 | 363,996 | 267,859 | 241,776 | 176,858 | 257,720 |
| 活動基盤の整備 | 284,404 | 430,679 | 354,127 | 453,850 | 343,983 | 84,912 | 69,724 | 93,829 | 83,036 | 99,851 |
| 財政基盤の整備 | 194,205 | 188,085 | 136,801 | 73,848 | 177,503 | 191,555 | 159,005 | 112,701 | 65,184 | 118,603 |
| 人づくりの推進 | 26,508 | 58,364 | 83,247 | 93,470 | 55,006 | 19,606 | 21,396 | 25,291 | 21,562 | 33,034 |
| 広報・学習機会の提供等 | 14,737 | 11,218 | 28,985 | 27,119 | 34,220 | 53,136 | 7,532 | 4,696 | 1,087 | 1,200 |
| 交流及び連携の推進 | 7,915 | 13,025 | 12,489 | 24,592 | 13,768 | 14,787 | 10,202 | 5,259 | 5,989 | 5,032 |

(20年度は予算額)



高知県ボランティア・NPOセンターにおけるNPO支援の取り組み

- NPO、市民活動の普及啓発・ ・ NPOについて知ってもらうための学習会や情報提供
(NPO基礎講座、ボランティアフェスティバルの開催など)
- NPOの活動基盤強化・ ・ NPOの活動しやすい環境づくりのため、いろいろな社会資源とNPOをつなぐシステムの運用、組織運営に役立つ学習会の開催、情報提供
(各種講座、相談の実施、助成金情報の提供、こうちNPOフォーラムの開催、こうちボランティアNPO支援基金の運用など)
- NPOのネットワーキング支援・ ・ NPO相互のネットワークづくりのための支援
(東部・西部地域の交流の場づくり、地域づくり仕掛け人市の実施など)
- 他セクターとの連携・ ・ NPOと企業、NPOと行政との交流や連携を進めるための情報交換の場の提供等
(NPOと行政との協働事例集作成、企業市民セミナーの開催など)

公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド

県内の社会貢献活動団体が行う活動に対して資金面の助成を行うことにより、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図り、県内の社会貢献活動の継続的かつ円滑な推進を支援するため、県が信託財産を拠出し、「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド」を創設。

- 当初信託財産 30,000千円
- 出えん金 5,000千円を限度に平成12年度から平成20年度まで
- 助成実績 (H11～H20) 延べ151団体 49,693,271円

NPOと行政との協働推進事業

県との協働にふさわしい事業提案をNPOから募集し、審査を経て採択された事業について、関係する課室とNPOが適切な役割分担のもとで実施するもので、事業の実施を通じて「協働」を理解することを目的としている。平成16年度から実施している。

・これまでの実績・

平成16年度実施 3件

ゴトゴト美術館運行事業、NPO法人による有償運送推進事業、黒尊川…地域の財産を活用しての振興の拠点づくり

平成17年度実施 5件

新米ママ応援事業、環境保全型農業(有機・無農薬)の学校設立と指導育成事業、要約筆記の出前講座、物部川流域環境学習拠点「川の駅」づくり、介護寺子屋基本介護技術指導者養成事業

平成18年度実施 2件

四万十源流・北川川の自然と歴史マップづくり、みんなでやるぞね「早寝早起き朝ごはん」

平成19年度実施 4件

高知県東部中山間地域「高齢者支援団体交流の場づくり」支援事業、特別展「横浪半島生物総合学術調査成果報告」、イルカとのふれあいを通じた心の健康と地域活性化、高知県の在宅緩和医療を推進するための医療機関実態調査と支援事業

平成20年度実施 3件

Theatre Lab.こうち Me 3rd「天守物語」プロジェクト、海山かまん塾、香りと癒しの里づくり

地域支援企画員(※5)の活動

60名の地域支援企画員を県内各地に配置し、市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民と同じ目線で考え、ともに活動し、地域のニーズや課題の解決に取り組んでいる。

主な活動内容としては、

- 1 主体的な住民の皆様の活動に対するアドバイス
- 2 先進的な事例の紹介
- 3 人と人をつなぐ
- 4 行政とのパイプ役として、南海地震等に備えての自主防災の組織づくり、高齢者の集いの場づくり、グリーンツーリズムの取り組みや地域の特産品づくり、商店街の活性化などのまちづくり

◆取り組みの成果◆

特定非営利活動法人をはじめとする社会貢献活動団体の数を大幅に増加させ、また、NPOと行政との協働が進むなど、社会貢献活動の「量」を増やし、「質」を高めることに一定の貢献をしました。

- NPO法人をはじめとする社会貢献活動団体の数が大幅に増加し、社会貢献活動の広がりが見られた。(P14 参照)

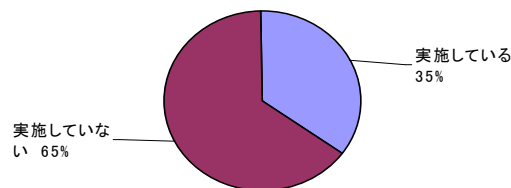
- ・ NPO法人数 14(H11)⇒227(H20.12)

- ・ こうちボランティア・NPO情報システム(ピッピネット)登録団体数

- 309(H12)⇒449(H20.12)

- 協働に対する一定の理解、認識が深まり、また、社会貢献活動団体を協働の相手方として捉えつつあるなど、県職員の意識に変化が見られている。

貴課室では、社会貢献活動団体を協働の相手方として業務を実施していますか。
(県課室に対するアンケート調査結果より H19)



- 高知県ボランティア・NPOセンターを通じた、NPOの普及啓発、NPOの活動基盤強化、NPOのネットワーキングなどの支援策実施の結果、社会貢献活動の広がりや行政への「協働」意識の浸透、企業とNPOとの連携が進んだ。

◆課題◆

一方、NPOの財政面や体制面などの活動基盤の脆弱さや、市町村との連携を含めたパートナーシップの場づくりの必要性など課題もあります。

- 社会貢献活動団体の活動基盤は未だに不安定であり、従来からの取り組みである活動基盤、財政基盤充実のための支援は今後とも必要である。
- 協働の必要性を理解しながらも、具体的な取り組みにつながっていないなど、社会貢献活動団体に対する更なる理解が求められる。
- 個々の社会貢献活動団体の活動内容を把握し、情報提供や交流の場づくりなどの支援を充実させるため、地域の「社会貢献活動拠点センター」としての機能の充実が必要とされている。

今後は、引き続き社会貢献活動の「量」、「質」の拡大を図るための支援を継続させるとともに、県民による自発的な社会貢献活動の広がりという成果を踏まえ、協働の質を向上させてさまざまな地域課題を解決する力を高め、多様な主体が協働して地域づくりを担うという「新たな公共」領域の創出とその充実が重要です。

第3節 計画の位置づけ

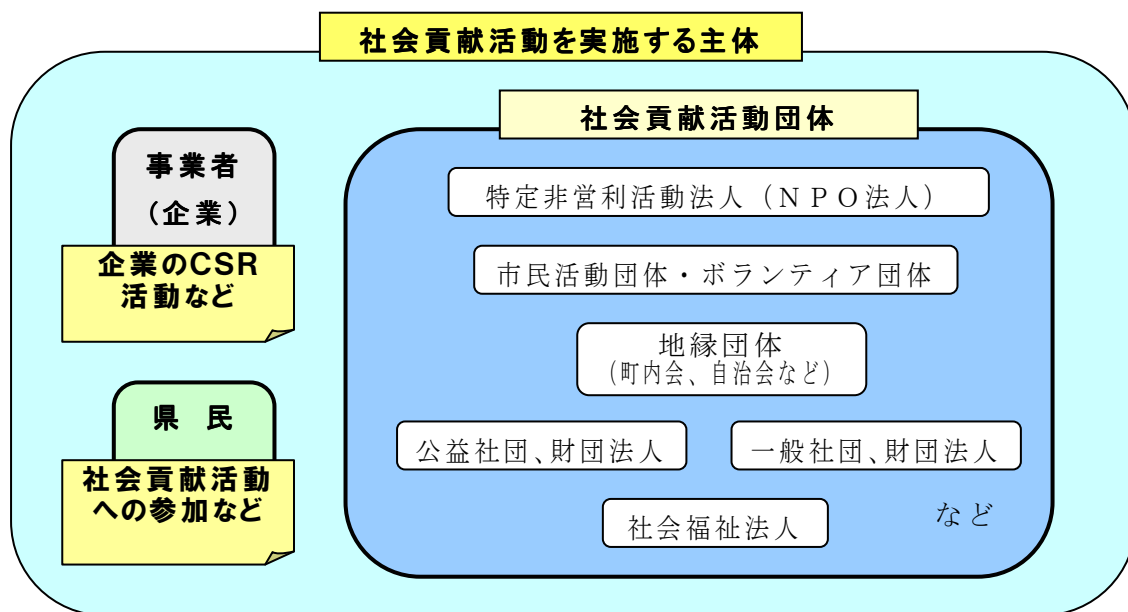
この計画は、高知県社会貢献活動推進支援条例（以下「条例」という。）に基づき、社会貢献活動に対する総合的かつ具体的な支援策と条例第4条から第8条に掲げる県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体の各主体の役割を明らかにしたもので、平成11年3月に策定した「高知県社会貢献活動支援推進計画」の後継計画として策定するものです。

第4節 計画の対象

この計画の対象となる「社会貢献活動」とは、「営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が県民の多様なニーズに対応し、豊かな社会生活の実現に寄与することを目的に、法人その他の団体が継続的、自主的に行う活動」とします。

また、この計画における社会貢献活動を実施する主体とは、条例第6条から第8条にそれぞれ責務が定められている事業者、県民及び社会貢献活動団体です。

なお、「社会貢献活動団体」とは、「社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体」をいいます。



第5節 計画期間

この計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とします。

第6節 計画の構成

この計画の構成は、条例第9条第2項に基づき、次のとおりとします。

| | |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 第1章 | 計画の構想 計画策定の趣旨や目的、計画の位置づけや計画期間など基本的な事項を示します。 |
| 第2章 | 計画の目標 計画の目標とそのために関係する主体が取り組むべき事項の概要を示します。 |
| 第3章 | 社会貢献活動団体の概況及び課題 社会貢献活動団体の現状と課題を示します。 |
| 第4章 | 社会貢献活動に対する支援策 計画期間内に県として取り組む施策体系と具体的な行動計画について示します。 |
| 第5章 | 進行管理 計画を着実に推進するための進行管理について示します。 |

第2章 計画の目標

第1節 テーマ

この計画の推進に当たってのテーマは、次のとおりとします。

**みんなでつくる元気な高知
～地域の“きずな”が未来をひらく～**

県内の社会貢献活動の広がりやNPOと行政との連携により、お互いの理解が深まり、日ごろの活動に取り組むうえで協働して行こうという動きが地域で見られるようになってきました。

この計画では、さまざまな地域課題を解決する力を高めるためのパートナーシップの場づくりを進め、皆が協働して地域づくりを担うという「新たな公共」領域の創出とその充実を目指します。

第2節 計画の目標

この計画の目標は、条例第3条に規定する社会貢献活動に対する支援の基本理念に基づき、次のとおりとします。

① 社会貢献活動団体が自立し、地域の主体となって活動する社会づくり

- ・社会貢献活動団体が、地域の主体となって活動する社会の実現のため、団体が自立して活動しやすい環境づくりに努めます。
- ・高知県ボランティア・NPOセンターの社会貢献活動拠点センターとしての機能の充実を図ること等により、活動への参加者を増やし、活動基盤を充実させます。

【重点的な取り組み】

- 高知県ボランティア・NPOセンター(社会貢献活動拠点センター)の機能の充実

② 県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体相互のパートナーシップが確立された社会づくり

- ・県民による社会貢献活動の広がりを地域の力とし、安全・安心の確保や地域の活性化につながる「新たな公共」領域の創出、充実とその担い手の拡大のため、それぞれの主体が連携して、より良い地域社会づくりに取り組むためのパートナーシップの醸成を図ります。

【重点的な取り組み】

- 県、市町村、事業者(企業)、県民、社会貢献活動団体が相互に連携する場(プラットフォーム※6)の構築

第3節 各主体の取り組み

社会貢献活動を推進し、上に掲げる目標を達成するためには、県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップを構築していくことが必要です。

この計画において、県が取り組む施策と県以外の主体に期待する取り組みについては次のとおりとします。

1 県の取り組み

県の責務は、「条例の基本理念に基づき、総合的な支援策を策定し、実施する」（条例第4条）こととされています。

このため、これまでの計画に基づき、社会貢献活動の量、質の充実を図るために実施してきた活動基盤、財政基盤及び人材育成等に関する支援を引き続き実施し、社会貢献活動団体が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、県、市町村、事業者、社会貢献活動団体相互の連携・協働を主導し、「新たな公共」領域の充実とその担い手の拡大のため、次の4項目を柱とする支援策を実施します。

- ① 社会貢献活動団体の育成、活動の拡大
- ② 社会貢献活動団体に対する県民の理解の促進
- ③ 市町村、事業者、大学等との連携
- ④ 社会貢献活動団体と各主体との協働の促進

また、社会貢献活動に対する支援を、円滑かつ着実に推進するための県における推進体制は次のとおりとします。

| 区分 | 担当部署 | 担当業務 |
|------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合窓口 | 県民生活・男女共同参画課 | ・社会貢献活動に関する総合窓口 ・高知県ボランティア・NPOセンター（社会貢献活動拠点センター）との連携 ・県庁内の各支援策の実施状況の把握とコーディネート |
| 各部局における窓口 | 各部局の協働サポーター | ・社会貢献活動に関する各部局の窓口 ・県民生活・男女共同参画課及び部局内の各所属との課題や情報の共有 |
| 個別活動に関する窓口 | 各活動分野に関する担当所属 | ・個々の活動に関する窓口 ・個々の支援策の企画立案、実施等 ・地域支援企画員との連携 ・その他活動の推進に必要な事項 |

2 市町村の取り組み

「基本理念に基づき、各市町村の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するよう努めなければならない」（条例第5条）とされています。

市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、地域における課題を解決するためには、社会貢献活動団体などとの連携が今後重要になってきます。

このため、社会貢献活動団体との関係づくりを積極的に行うとともに、地域のニーズに応じた連携や協働を進めることが求められます。

3 事業者の取り組み

「基本理念に基づき、地域社会の構成員として社会貢献活動が円滑に推進されるよう努めるとともに、県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」（条例第6条）とされています。

このため、事業者（企業）は、社会的責任の一環として社会貢献活動に参加し、社会貢献活動に対する理解を深めるとともに、県や市町村への協力を通じて、連携や協働に努めることが求められます。

4 県民の取り組み

「基本理念に基づき、社会貢献活動に自ら努めるとともに県、市町村が実施する支援策に協力するよう努めなければならない」（条例第7条）とされています。

このため、県民は、自ら社会貢献活動へ自主的・積極的に参加し、社会貢献活動に対する理解を深めるとともに、県や市町村の取り組みに対し、それぞれの能力に応じた連携や協働に努めることが求められます。

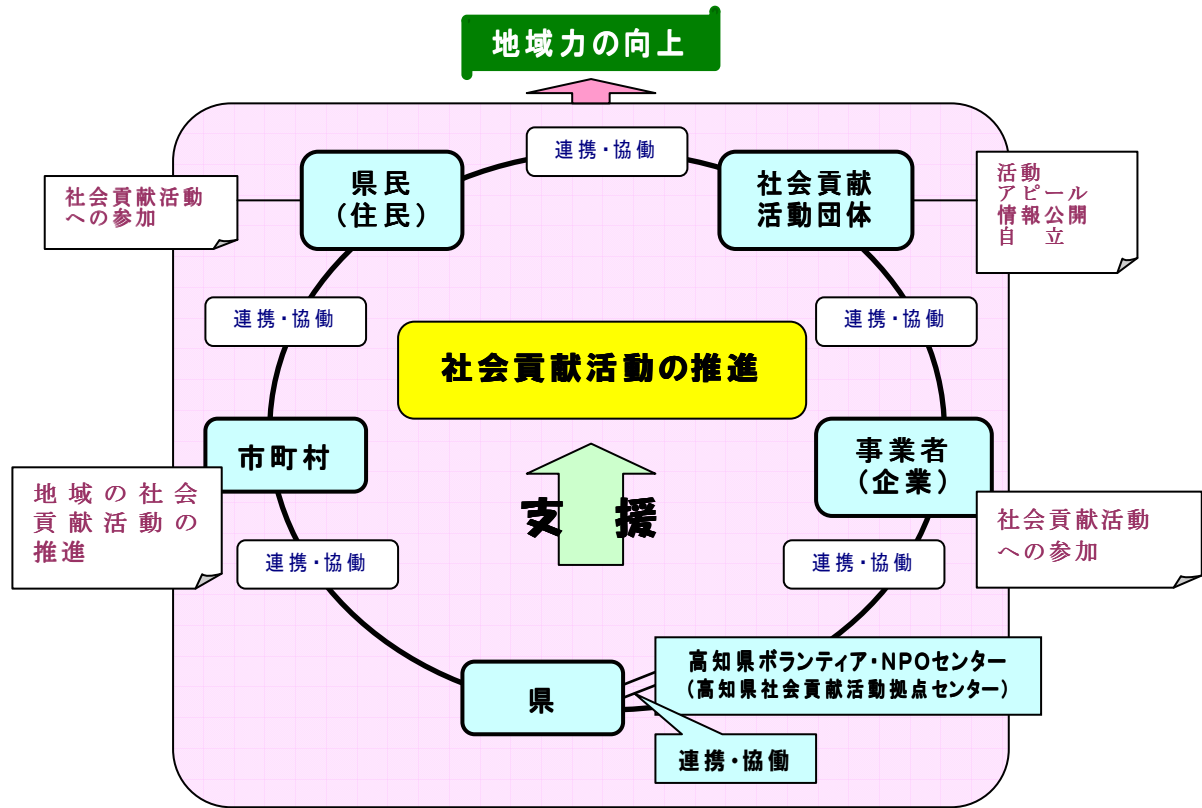
5 社会貢献活動団体の取り組み

「県、市町村、事業者又は県民から受けた支援を生かし、誠実かつ着実に社会貢献活動を推進する」（条例第8条）ものとされています。

社会貢献活動団体は、行政とともに公共的サービスの新たな提供主体であることを認識し、積極的な情報公開と活動のアピールに努め、活動の資源を自力で調達するなど、自立した主体として行動するとともに、他の主体との連携を推進することが求められます。

各主体の相互のパートナーシップの確立

(社会貢献活動の推進体制)

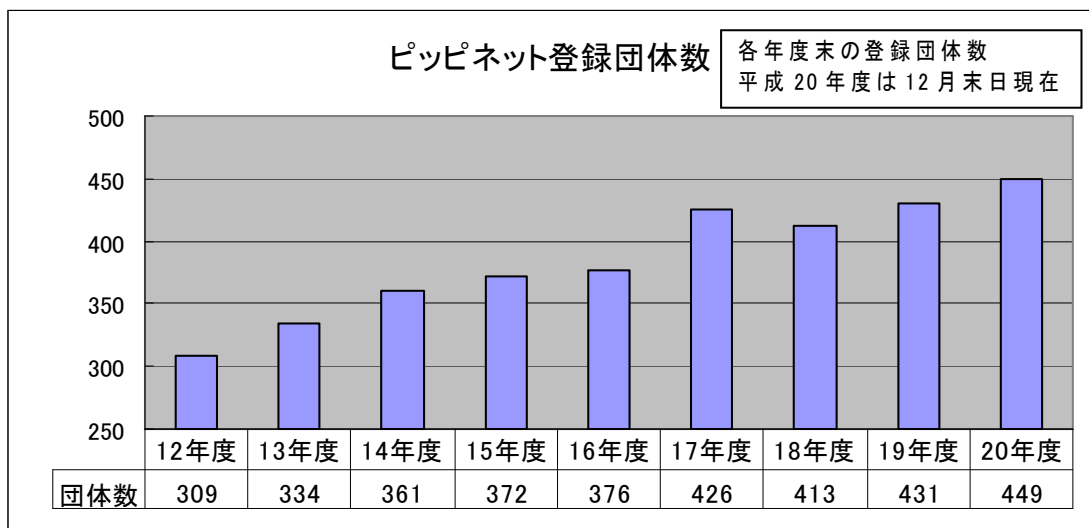
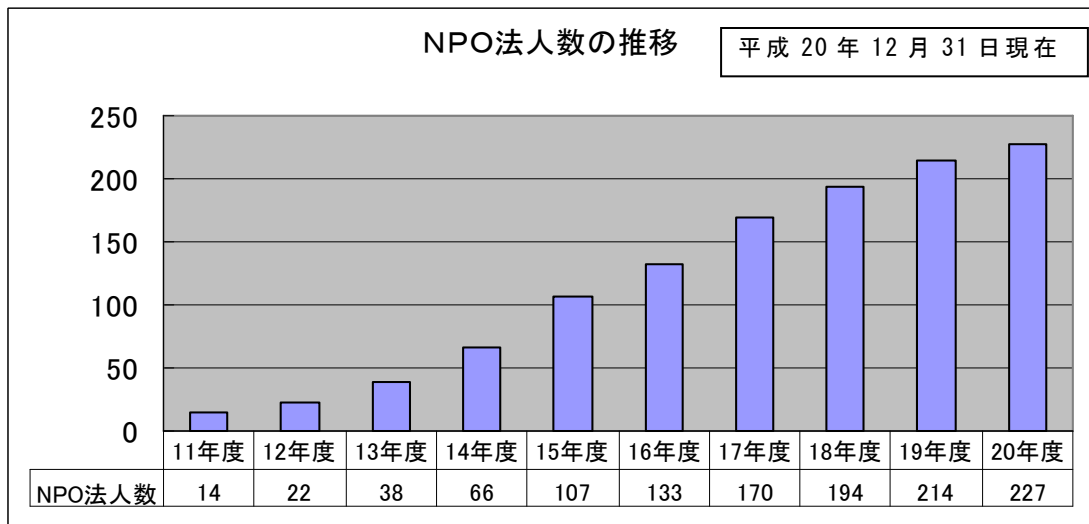


県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の各主体がそれぞれの立場や能力に応じて、必要な役割を果たすとともに、相互の連携によるパートナーシップを構築することにより、地域力の向上を目指します。

第3章 社会貢献活動団体の概況及び課題

第1節 社会貢献活動団体の概況

県内のNPO法人数は、この10年間で大きく伸び、220団体を超えました。高知県ボランティア・NPOセンターが運営する「こうちボランティア・NPO情報システム」(ピッピネット)に登録している社会貢献活動団体数も増加傾向にあるなど、NPO活動、市民活動の広がりが見られます。



★こうちボランティア・NPO情報システム(ピッピネット)

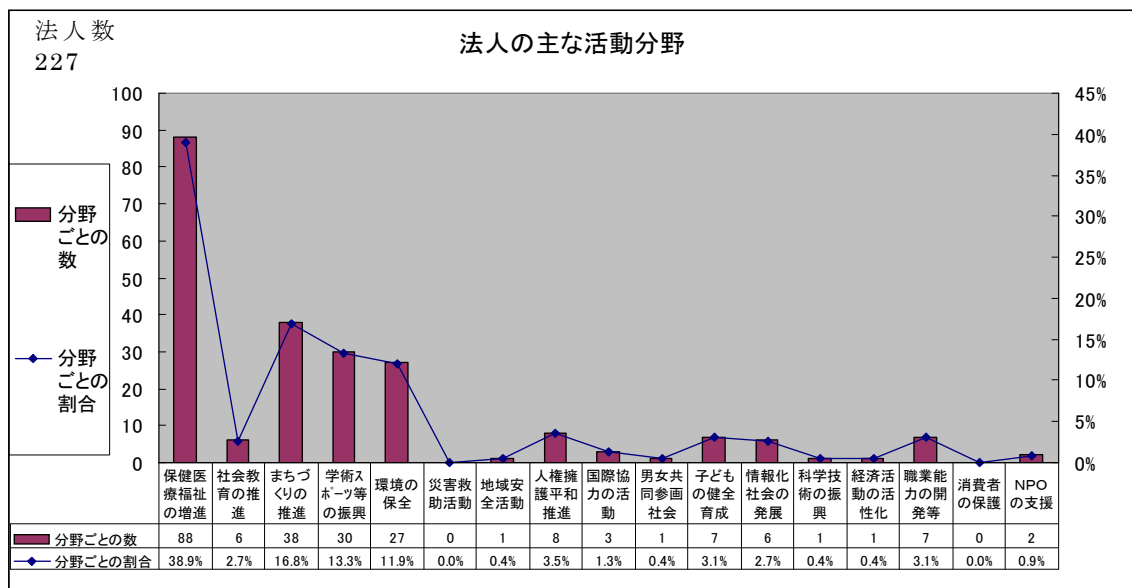
高知県ボランティア・NPOセンターが管理運営を行っている高知のボランティア・NPOに関する総合情報サイトで、ボランティア活動を始めたい人からNPOを運営している人までに情報を発信している。また、特定非営利活動法人やボランティア団体・市民活動団体などで、掲載を希望する団体が登録し、活動情報、ボランティア募集情報、イベント情報など、インターネットを通して広く情報を発信している。

また、NPO法人の活動分野を見ると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を主な活動分野とする法人が最も多く、続いて「まちづくりの推進を図る活動」、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境の保全を図る活動」を行う法人が多くなっています。

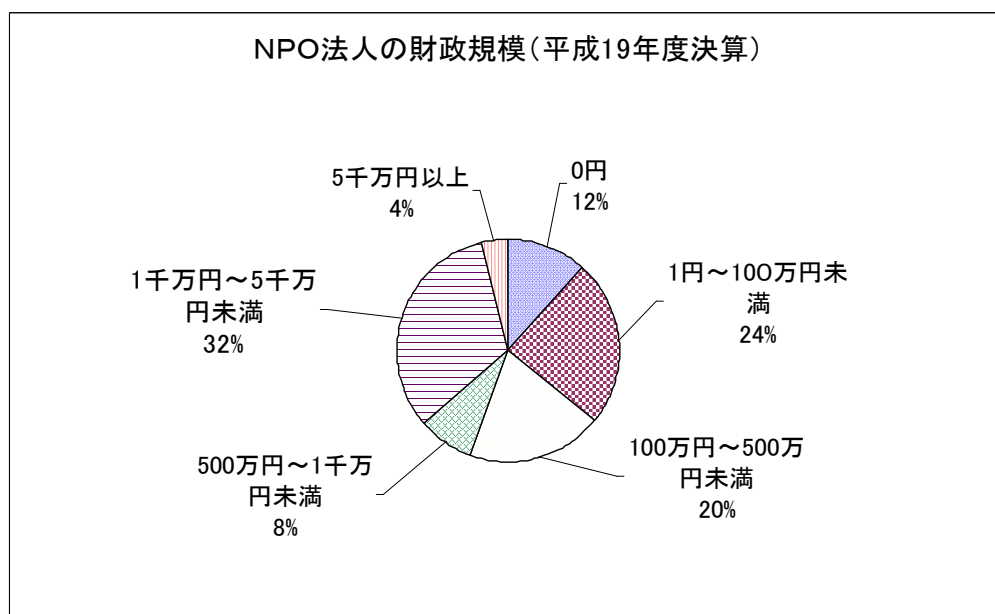
また、これら4分野以外を主な活動分野とするNPO法人も少なからず存在し、さまざまな分野でNPO活動が行われていることが伺えます。

平成17年度との比較でもあまり変わりはなく、こういった傾向が続いている状況にあります。

平成20年12月31日現在



一方、NPO法人の財政規模を平成19年度決算の支出額で見ると、100万円未満の法人が全体の3分の1を超えています。1,000万円を超える法人も同数程度存在しています。



財政規模が100万円未満の法人については、福祉、環境、まちづくりなどの自主的なボランティア活動を行っている団体が多くなっています。また、NPO法人を設立したものの、事業実績のない法人も全体の1割余り存在します。

一方、財政規模が1,000万円以上の法人は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に合わせて法人化した福祉系の団体や、指定管理者制度の導入により、公共施設の指定管理者となった団体が多くなっています。

●財政規模 100 万円未満の法人
の主な活動分野（65 法人）

| 主な活動分野 | 法人数 |
|---------------|-----|
| 保健医療福祉の増進 | 22 |
| 環境の保全 | 15 |
| 学術文化芸術スポーツの振興 | 9 |
| まちづくりの推進 | 8 |
| その他 | 11 |

●財政規模 1,000 万円以上の法人
が行っている事業
(66 法人、重複実施あり)

| | |
|--------|----|
| 福祉系事業 | 30 |
| 指定管理事業 | 17 |
| 受託事業 | 10 |
| 自主事業 | 14 |

このような中で、多様な地域の課題やニーズに対応した特色ある活動を行うNPO法人をはじめとする社会貢献活動団体が、県内各地で活躍しています。

県内の社会貢献活動の事例

事例4 日高村6,000人の
ハローワークを目指しています
【特定非営利活動法人
日高わのわ会】
資料6 (P42)



事例2 住民・NPO・行政が協力して
地域の活性化に取り組んでいます
【絵金蔵運営委員会】
資料6 (P41)

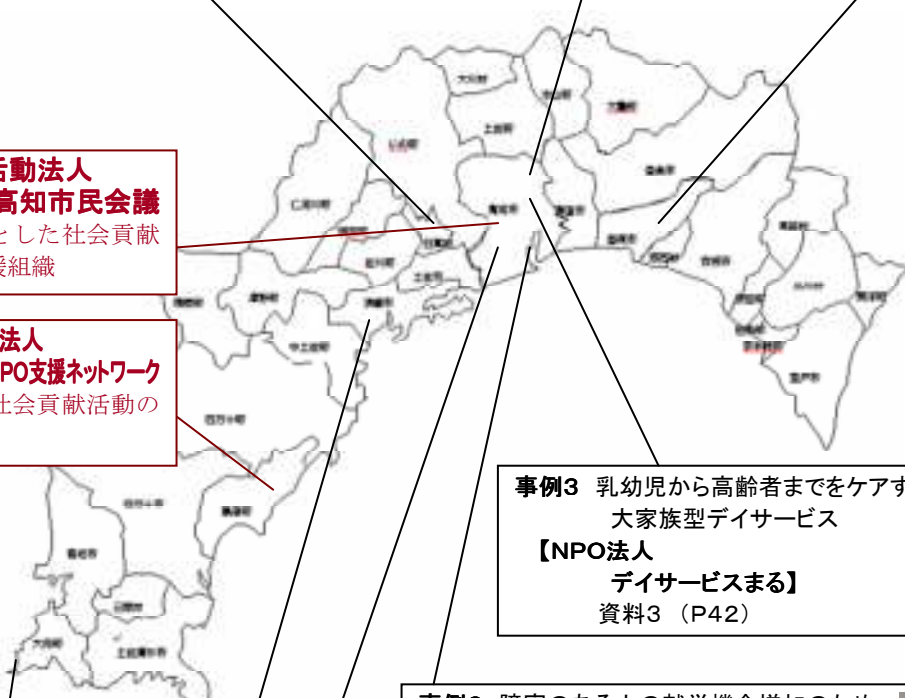


事例1 子どもの読書環境を整えるための
市民運営の図書館
【特定非営利活動法人
高知こどもの図書館】
資料6 (P41)



**特定非営利活動法人
NPO 高知市民会議**
高知市を中心とした社会貢献
活動の中間支援組織

**特定非営利活動法人
高知県西部NPO支援ネットワーク**
県西部地域の社会貢献活動の
中間支援組織



事例3 乳幼児から高齢者までをケアする
大家族型デイサービス
【NPO法人
デイサービスまる】
資料3 (P42)



事例6 障害のある人の就労機会増加のため、
企業とのパートナーシップを進めています
【特定非営利活動法人
ワークスマらい高知】
資料6 (P43)



事例8 ふれあい、助けあいの心を
大切にした住民同士の互助活動
【特定非営利活動法人
地域サポートの会さわやか高知】
資料8 (P44)



事例5 四国の自然の中で
活躍する専門家集団
【特定非営利活動法人
四国自然史科学研究センター】
資料6 (P43)



事例7 島がまるごと博物館
—持続可能な里海づくり—
【特定非営利活動法人
黒潮実感センター】
資料6 (P44)



第2節 市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体からの声

新たな計画をさまざまな立場の方々の意見を反映させたものとするため、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体の方々を対象に、活動等の現状と課題についてヒアリング調査を行いました。

主な意見は次のとおりです。（ヒアリング調査結果概要 資料5）

1 市町村からの声

- ・もともと地域の繋がりがあるところでは、住民や地域の団体との関係がうまくいっている。
- ・行政側から積極的に住民に働きかけて、地域の課題についての話し合いの場を持っている。
- ・画一的に協働を進めてもうまく行かない。
- ・協働がうまく行われると、地域課題の解決がスムーズにできる。
- ・世代間交流も大切。担い手づくりをしないと特定の人に負担がかかる。
- ・地域支援企画員の積極的な関わりがほしい。
- ・県には、他での事例紹介などの情報提供や情報交換の場を提供してほしい。

◆課題◆

市町村が社会貢献活動を促進していくためには、NPOや社会貢献活動に対して理解を深めるとともに、NPOをはじめとする社会貢献活動団体や住民に対して、地域課題を共有するため積極的に働きかけていくことが必要です。

さらに、地域の実情にあった協働を進めるための情報提供や情報交換の場も必要です。

市町村職員を対象としたヒアリングの中で紹介された事例

○高知市

「コミュニティ計画推進市民会議」

市総合計画に位置づけられた「地域コミュニティ計画」を策定するため、平成6年度から、概ね小学校区単位（現在40地区）に一般公募による「コミュニティ計画策定市民会議」を組織し、そこに行政職員も加わって、地域の課題やその解決方策等について話し合いが行われてきました。

各地区での話し合いの結果は、「地域コミュニティ計画」に反映され、現在までに26地区で策定が完了しています。

策定が終了した26地区のうち21地区では、計画の中で市民が取り組むとした項目を実現するため、住民主導の自主的な組織として、「コミュニティ計画推進市民会議」が結成され、町内会等、地域の各種団体との連携を図りながら、生活環境の改善や、交流の場の拡大等の活動が展開されています。

○安芸市

「安芸市まちづくり懇談会」

自分たちが住む地域をより元気に、また快適で安心して暮らせるようにするため、平成 16 年度から、市内を13地区(公民館単位)に分けて、それぞれの地域で「まちづくり懇談会」を立ち上げ、地域住民や地域在住・出身の市職員が一緒になって、「地域の問題や課題」、「地域に必要なもの」等について自助・共助・公助の原則で地域と行政が対等なパートナーシップを築きながら話し合いを行っています。

話し合いで出された課題解決のため、自主防災組織の結成が進んで自主的に防災訓練を実施したり、ゴミだしまナーの改善対策や防犯対策など住民自らの取り組みが進んできています

○四万十町

「四万十町車座談議」

高知県下最大の面積を有する四万十町では、その広大な面積が妨げになり、地域住民の声が町政に反映されない等の不安を解消するために、町長・副町長・教育長等が各地域に出向き、地域住民とひざを交えてざっくばらんに意見交換を行う車座談議を平成 18 年 9 月より実施しています。

これまでの会議実績 13 会場(参加者 329 人)

2 事業者(企業)からの声

- ・事業者が行う社会貢献活動に対する公正な評価や、メリットを感じることができるよう仕組みがあるとやりがいがある。
- ・事業者に社会貢献活動に関する情報が伝わってこない。
- ・事業者の経営者レベルが参画するような社会貢献活動の推進主体を作る必要がある。
- ・県事業に事業者のアイデアや意見をもっと活用したほうがいい。
- ・構想や計画段階から事業者が参画する機会が必要である。

◆課題◆

事業者(企業)の社会貢献活動に対する評価の仕組みが必要です。

また、社会貢献活動に取り組みやすくするためには、経営者などが参画し、主体的な取り組みを推進するための組織を立ち上げることも必要です。

【事業者(企業)の社会貢献活動事例】

(企業・NPO資源循環システムの運用)

不要になった企業等の物品等をNPOに提供しているもので、高知県ボランティア・NPOセンターなどがその仲介をしている。

平成 19 年度実績

9 社 394 点の物品⇒延べ 65 団体へ提供



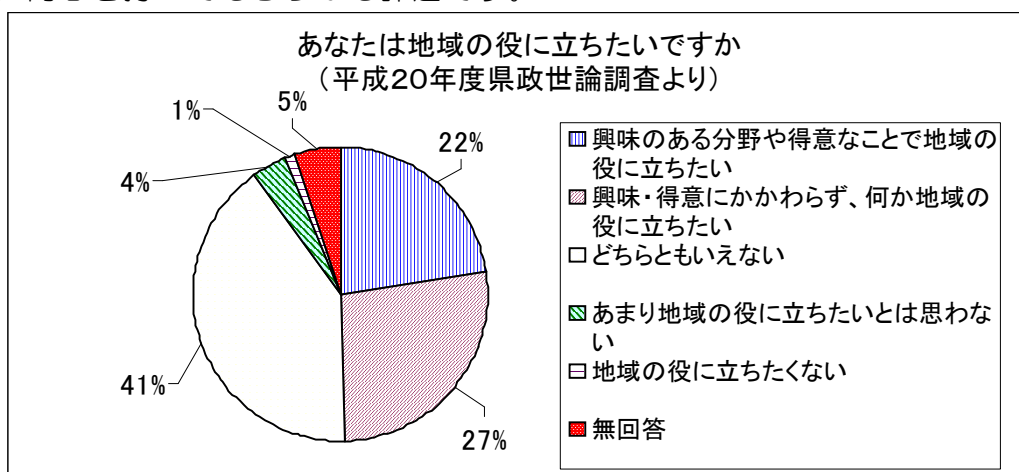
3 県民からの声

- ・合併等による周辺部の沈滞防止のための活動を行っているが、行政との連携や信頼関係が不十分。
- ・行政からの働きかけがあれば地域での活動も活発になる。
- ・地域の実情を把握するためには、行政は現場を見て話を聞くことが必要。
- ・地域活動を行う若い人が少ない。
- ・行政の側からの一緒に何とかしようという姿勢が必要。住民との話し合いの場を持つことが住民の自治意識を高める。
- ・地域の方は、新しいことをはじめるのは得意だが、古いしきたりや慣行を変えるのは苦手である。

◆課題◆

平成20年度の「高知県県民世論調査」においても、何らかの形で地域の役に立ちたいと思っている人の割合が約半数と、地域のために何かをしようという思いのある人が少なからず存在するという結果となっています。また、地域活動により多くの住民の参加を得るためには、地域の課題や出来事を多くの住民に知ってもらうことが必要であるという回答が多くありました。

このため、地域の課題について、住民や、実際に地域で活動しているNPOやボランティア団体等が行政側と話をする場が必要ですし、また、関心のない人にいかに関心を持ってもらうかも課題です。



4 社会貢献活動団体からの声

- ・事業を実施するうえでの行政との協力関係が築けている。
- ・活動を行うための財源確保に苦勞している。各種の助成金についての情報提供や民間寄付金制度、融資制度などが必要。
- ・継続、安定して活動するためには組織運営も重要で、そのための資金や人材、活動場所の確保にも苦勞している。
- ・「NPO＝ボランティア＝無料」と認識するなど、行政職員のNPOに対する理解が不十分。
- ・NPOの活動を適切に評価してほしい。

◆ 課題 ◆

社会貢献活動の広がりを推進するためには、引き続き人材育成や情報提供などの施策が必要ですが、財政面など活動基盤の弱さに対しては、新たな活動資金獲得のための仕組み（寄付金制度、融資制度など）についても検討する必要があります。

また、行政職員の社会貢献活動に対する認識を高めることも必要です。

第3節 課題への対応

これまで10年間の取り組みの結果、社会貢献活動団体の数が大幅に増え、NPOと行政との協働が進むなど、県内への社会貢献活動の広がりという面で一定の成果が得られましたが、一方では、財政面をはじめとする活動基盤の不安定さや活動に携わる人材不足といった社会貢献活動団体が抱える課題も依然として存在するなど、引き続き社会貢献活動の拡大に向けた支援策が必要となっています。

さらに、今回実施した市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体を対象としたヒアリング調査の結果、それぞれが十分に連携できていないなどといった課題も指摘されていることから、今後、社会貢献活動のより一層の広がりを推進し、それぞれの地域の課題に対応するための「地域力」を高めるには、団体同士のつながりにより、お互いが切磋琢磨して力を高めあうことや、市町村や事業者（企業）など他主体との連携を推進するための支援策についても必要となっています。

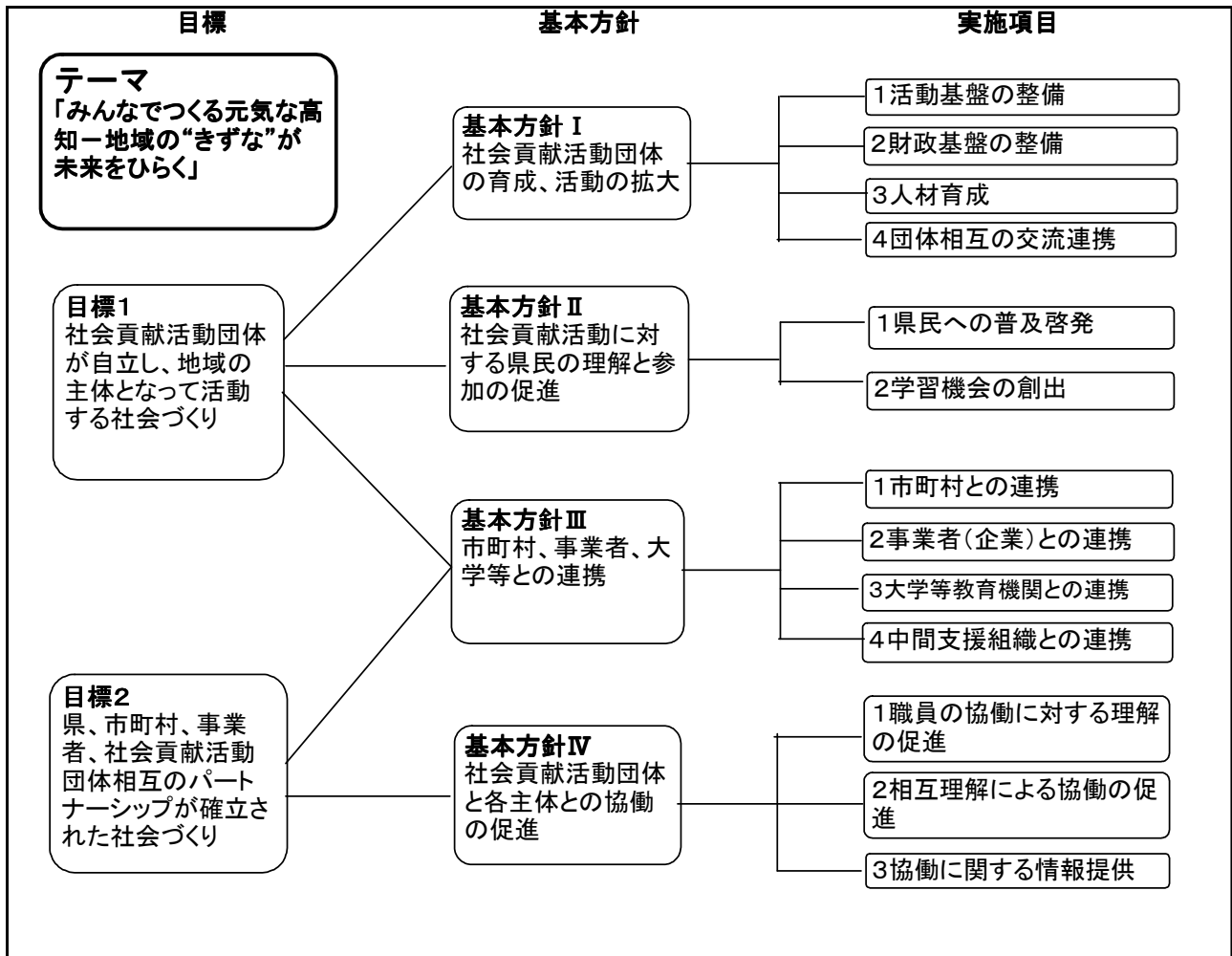
第4章 社会貢献活動に対する支援策

第1節 基本方針と実施項目

第2章に掲げる「計画の目標」を達成するために県が実施する支援策について、基本方針と実施項目は次のとおりとします。

支援策の実施については、高知県ボランティア・NPOセンターと連携して行うものとします。

＜高知県社会貢献活動支援推進計画 施策体系図＞



第2節 実施項目ごとの行動計画

各基本方針に基づく実施項目ごとの行動計画を次のとおり定めます。

基本方針Ⅰ 社会貢献活動団体の育成、活動の拡大

地域力向上の源となる社会貢献活動のすそ野が広がるためには、社会貢献活動団体が拡充され、その活動が活発になっていく必要があります。このため、引き続き高知県ボランティア・NPOセンターの支援機能を通じて、社会貢献活動団体の育成やその活動を拡大するための環境づくりを支援します。

1 活動基盤の整備

社会貢献活動団体は財政規模にかかわらず、資金や人材、活動場所といった基盤が依然として不安定な状況にあります。地域活動の主体となって活動を広げていくためには、団体の活動の底上げが必要です。

このため、引き続き社会貢献活動団体への寄付や参加を促すための情報提供を積極的に行い、また、団体相互の連携や協力体制を促進するとともに、活動拠点や活動場所の確保を通じて、団体の活動基盤を強化し、社会貢献活動の活性化につなげます。

① 高知県ボランティア・NPOセンターの機能、体制の充実

社会貢献活動を推進するための拠点センターとして位置づけられており、支援策等の実施にあたっては連携が不可欠である。このため、センターの体制・機能の充実を図る

② 活動団体の活動内容等についての情報提供

県内のNPO等の活動状況や助成金等の活用状況を把握し、ホームページ等により広く県民に公開する。

モニタリング項目：情報提供団体数

③ 個々の活動団体の活動を支援する広域的な団体の育成

団体のネットワーク化と交流を推進する組織の育成支援を実施する。

④ 活動場所として活用できる公共施設のデータ整備と情報提供

団体の活動拠点や活動場所として使用できる公共施設等の情報を整理し、ホームページ等により情報提供する。

⑤ NPO法人に対する県税の優遇措置の実施

既存の県税の優遇措置を、引き続き実施する。

モニタリング項目：県税の課税免除件数

〈現在実施しているNPO法人に係る県税の課税免除〉

○法人県民税均等割

- 特定非営利活動等に供するために無償で譲り受けた不動産に対する**不動産取得税**
- 社会福祉法に規定する社会福祉事業（保育所を除く）、介護保険法に規定する居宅サービス事業、その他県の指定する事業に供する自動車に対する**自動車税**
- 特定非営利活動等に供するために無償で譲り受けた自動車に対する**自動車取得税**

2 財政基盤の整備

これまでNPOを対象としたさまざまな補助事業などを行うことにより、社会貢献活動団体への財政面での支援を行ってきましたが、団体の財政状況やヒアリング調査の結果からもわかるように、活動を行ううえでの財源確保には依然として苦労している実態があります。

このため、行政が行う補助事業等の対象として社会貢献活動団体への門戸をより広げ、団体からの事業への積極的な応募や提案を促します。

また、団体の活動資金の自主的な確保のため、各種助成金等の情報提供を行うとともに、新たな活動資金の確保のための研究を行うことを通じて団体の財政基盤を強化し、社会貢献活動の活性化につなげます。

① 社会貢献活動団体に対する補助、助成等の機会の確保

行政が行う各種の補助事業等のうち、NPOなど社会貢献活動団体が実施することで事業効果が期待されるものについては、積極的にその対象を拡大し、社会貢献活動団体にも補助金等の活用の機会を確保する。

② 国、県、民間等の助成金の情報提供

社会貢献活動団体が活動資金を確保するため、国、県、民間等の助成金の情報を整理し、ホームページ等により情報提供する。

③ 融資制度、民間寄付金制度の研究

社会貢献活動団体が財政基盤を強化するため、社会貢献活動団体に対する融資制度や民間寄付金を活用した助成の仕組みについての研究を行う。

関係主体：社会貢献活動団体

3 人材育成

社会貢献活動を活性化させるためには、活動に関心を持ち、実際に活動に携わる者を確保することが重要です。

このため、これまでも高知県ボランティア・NPOセンターが実施する、ボランティア希望者とボランティアを募集するNPOとをつなぐ場づくりや、研修会の開催、社会教育の実施などにより、人材育成の取り組みを行ってきましたが、引き続き社会貢献活動の担い手となる人材の確保や育成に取り組めます。

① 地域活動の担い手となる人材の発掘、育成

地域活動の担い手の確保や後継者の育成のため、若い世代や団塊世代、地域のボランティア活動者などの人材の発掘、育成を行う。

② 学校教育、社会教育での取り組み

学校教育や社会教育の場などで社会貢献活動についての知識の普及を行う。

③ NPO運営関係の各種講座の実施

NPO法人の運営に必要な知識等を学ぶ機会として各種講座を開催する。
モニタリング項目：講座開催回数、参加者数

4 団体相互の交流連携

これまでの10年間で、社会貢献活動団体の数は大幅に増え、活動分野も多岐にわたるなど、社会貢献活動の広がりが見られました。しかし、個々の団体が成長するためには、切磋琢磨してお互いを高めあい、また活動の幅を広げるために他の団体との交流連携を進めることが必要です。

このため、気軽に情報交換できる場を設けることで、団体相互の連携を促し、社会貢献活動の活性化につなげます。

① 高知県ボランティア・NPOセンターの情報システム「ピッピネット」等による情報交換

こうちボランティア・NPO情報システム「ピッピネット」を介した情報交換の場を設ける。

② 社会貢献活動団体同士の交流の場づくり

社会貢献活動団体同士のつながりや連携を深めるための交流の場を設ける。

モニタリング項目：実施回数

基本方針Ⅱ 社会貢献活動に対する県民の理解と参加の促進

社会貢献活動の広がりを推進するためには、社会貢献活動団体の育成に努め、その活動を拡大させるための環境づくりのほか、実際に社会貢献活動に参加する人たちを増やす必要があります。

このため、県民が社会貢献活動を理解し、積極的に社会貢献活動に携わるという機運を醸成するための支援を実施します。

1 県民への普及啓発

県民の社会貢献活動についての理解を促進し、社会貢献活動への参加を促すため、情報提供等の普及啓発を実施するとともに、セミナー等を開催することにより、活動の広がりにつなげます。

① 県民向けの効果的・戦略的な情報発信

ホームページや各種情報誌、マスメディア等を利用し、若い世代や団塊の世代など幅広い年齢層の県民に対し、社会貢献活動についての理解を深めるための普及啓発を行う。

② セミナー、シンポジウム、体験学習等の実施

県民対象のセミナー、シンポジウム、体験学習の機会などを設け、県民の社会貢献活動についての理解を深める。

モニタリング項目：実施回数、参加者数

2 学習機会の創出

大学等との連携により社会貢献活動についての学習機会を創出することで、社会貢献活動に関わっている者などの意識を高め、活動の充実につなげます。

① 大学等のNPO関係講座の活用

県内の大学等で行われているNPO関係講座について、県民が聴講できる機会を確保する。

モニタリング項目：講座数、参加者数

基本方針Ⅲ 市町村、事業者、大学等との連携

社会貢献活動が活発に行われるようにするためには、市町村、事業者、大学等さまざまな主体と連携することが必要です。

1 市町村との連携

山積する地域課題を解決するためには、より住民に近い立場にある市町村の役割が非常に大きく、市町村が主体的に行動することが必要となっています。

このため、県は、市町村と社会貢献活動団体との協働を進めるために、市町村に対する支援を行うとともに、地域支援企画員を中心とした連携を行い、地域における課題解決力の強化につなげます。

① 市町村と社会貢献活動団体との協働推進のための支援

市町村と社会貢献活動団体との協働推進のため、他地域での連携事例の紹介や情報交換を行うための意見交換会の開催や、協働を目指して地域のさまざまな主体が協議する場を設けるなど、市町村に対する支援を通じた連携を図る。

② 地域支援企画員を中心とした連携

それぞれの地域で活動している地域支援企画員が中心となり、市町村との連携を進める。

2 事業者(企業)との連携

社会貢献活動を推進するためには、事業者(企業)が社会の一員として果たす役割も重要ですし、企業のCSR活動(※7)も増えてきています。このため、事業者(企業)との連携をより深め、事業者(企業)が社会貢献活動に取り組みやすくする環境を整える等により、県内の社会貢献活動の活性化につなげます。

① 事業者(企業)と社会貢献活動団体との交流の場づくり

事業者(企業)と社会貢献活動団体との交流を進めるため、高知県ボランティア・NPOセンターが中心になって行ってきた「企業・NPOパートナーシップ委員会(※8)」を継続実施し、双方交流の場を定期的で開催する。

モニタリング項目：参加企業数、参加団体数

② 事業者(企業)の社会貢献活動推進のための仕組みづくりの検討

事業者(企業)の社会貢献活動を県内で一体的に推進するため、経営者レベルが参画する事業者(企業)の社会貢献活動の推進主体となる組織やその仕組みについて検討する。

3 大学等教育機関との連携

これまで県内の大学との連携は、社会貢献活動に関する調査依頼や助言など限定的に行われてきましたが、今後は社会貢献活動の推進に必要な協力体制を構築し、より効果的な推進施策の実施につなげます。

① 大学との連携

社会貢献活動の推進に関して、大学での公開講座の開催や社会貢献活動の評価に関する研究を行うために、県内の大学との間で協定を結ぶなど相互の協力関係を構築する。

② 社会貢献活動の質的評価についての研究

社会貢献活動を評価する仕組みとして、その質的評価の指標について、県、大学、NPO等で研究を行う。

関係主体：大学、社会貢献活動団体

4 中間支援組織(※7)との連携

① 県民への普及啓発、情報提供等における連携

社会貢献活動に対する支援を効果的に推進するため、中間支援組織（高知県ボランティア・NPOセンター、特定非営利活動法人NPO高知市民会議など）と連携する。

基本方針Ⅳ 社会貢献活動団体と各主体との協働の促進

社会貢献活動の広がりというこれまでの計画の成果をベースとして、これからはそれぞれの地域の人や地縁団体、NPOなどの組織が協働して地域づくりを担うことが求められています。このことは、地域の課題解決力（地域力）を高めることにつながります。

このため、これまで取り組んできた県とNPOとの協働に加えて、社会貢献活動団体とそれ以外の主体との協働を進めるための支援を実施します。

1 職員の協働に対する理解の促進

NPO活動について県や市町村職員の理解を深めるとともに、協働サポーターによる、部局内の調整機能の強化により、行政とNPOとの連携や協働の推進につなげます。

① 県職員のための研修等の実施

県職員のNPOに対する理解を深めるため、県内のNPOへの職員の短期派遣研修や団体の活動情報の提供、協働事例の紹介等を実施する。

モニタリング項目：派遣人員数

② 市町村職員のための研修等の実施

地域の課題解決力（地域力）を高めるためには、市町村が果たす役割が重要になってくることから、市町村職員に対し、地域支援企画員による他地域での先進事例の紹介や、NPOをはじめとする社会貢献活動団体との連携・協働の必要性について理解を深めるための研修等を実施する。

③ 協働サポーターの機能強化

平成19年度に県庁内に設置した「協働サポーター」について、庁内や社会貢献活動団体に対する周知を行うとともに、協働サポーターによる全庁的な協働推進体制を強化する。

2 相互理解による協働の促進

地域の課題を解決するために、関係する主体が連携し、協議する場を設けます。その中で、それぞれの主体が役割を担う形での協働事業を数多く生み出し、それらを先進事例として県内に広げ、同様の取り組みが各地で行われることにより、地域力の高まりにつながります。

① 社会貢献活動団体と各主体とのパートナーシップづくり

県、市町村、事業者（企業）、県民、社会貢献活動団体などさまざまな主体が、課題解決のために連携し、協議等を行う場（プラットフォーム）を設ける。

関係主体：市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体

② 社会貢献活動団体と各主体との協働事例の創出

①の「プラットフォーム」における協議検討を踏まえて、さまざまな主体が役割を担う協働事例を創出する。

関係主体：市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体

③ 政策等検討段階での参画機会の創出

県の政策決定過程においては、「プラットフォーム」の事例に準じ、社会貢献活動団体などが関わる機会を持つような仕組みの検討を行う。

3 協働に関する情報提供

① 地域力向上につながる先進事例の情報提供

さまざまな主体の連携により生み出された協働事例については、「新たな公共」領域の創出であるため、地域力を高めるためのモデルとして、あらゆる機会を捉えて情報提供を行う。

第5章 進行管理

第1節 社会貢献活動支援推進会議の設置

社会貢献活動に対する支援については、NPO関係者、事業者（企業）、県民、学識経験者、行政（市町村）で構成する社会貢献活動支援推進会議により、支援策の調査、検討等を行い、必要かつ適切に支援策を推進します。

第2節 進行管理

本計画の推進に当たっては、支援策の実施状況を把握して計画の進行管理を毎年行い、その進捗状況を公表します。

高知県ボランティア・NPOセンターの概要

(高知県社会貢献活動拠点センター)

1 設置目的

行政、企業とともに地域社会を支える新しいセクターとして、NPOの役割が重要視される中、NPOや県民等に対して情報の提供や人材育成、組織づくりや活動ノウハウの提供などの支援を行うとともに、NPOのネットワークや各種のデータ整備を行うなど、社会貢献活動に対する総合的な支援機関として設置。

2 設置経緯

| | |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 平成 10 年度 | NPO支援策検討会で設置について検討 |
| 平成 11 年 5 月 | 設立準備会の設置 |
| 平成 11 年 8 月 | センター運営委員会の設置 |
| 平成 11 年 10 月 | 高知県NPOセンターの開設 |
| 平成 13 年 4 月 | 既設の高知県ボランティアセンターと統合し、 高知県ボランティア・NPOセンター (以下、「NPOセンター」という。)となる |

3 設置及び運営

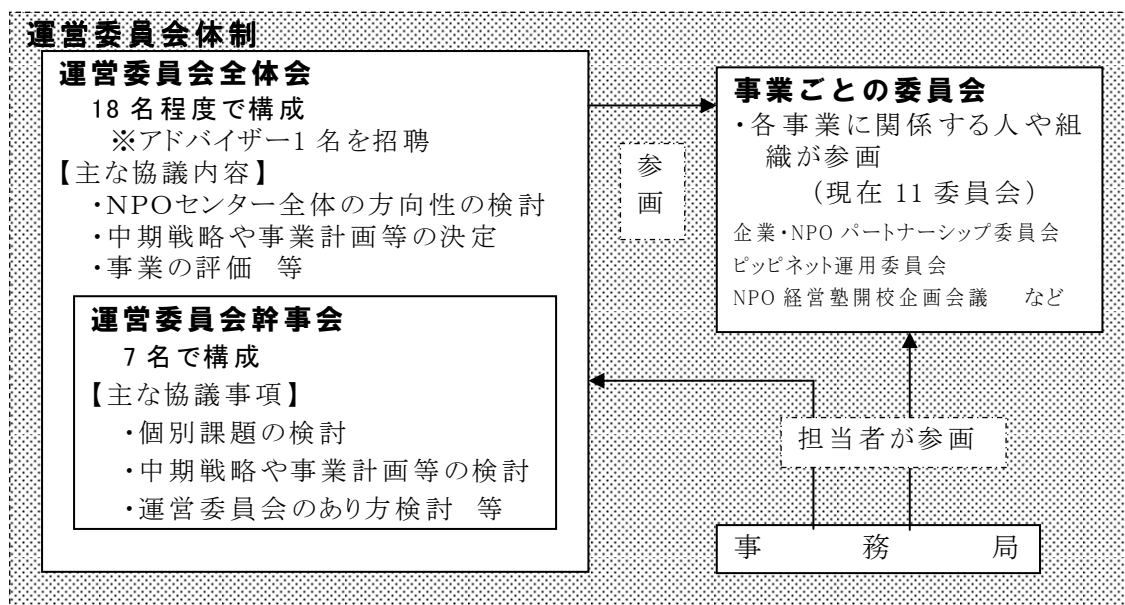
○設置・運営主体：**社会福祉法人高知県社会福祉協議会**

○設置場所：県立ふくし交流プラザ 4 階(高知市朝倉戊 375-1)

※具体的な事業展開などNPOセンターの運営については、NPO関係者等で構成する「運営委員会」における協議を踏まえて実施している。

運営委員会

NPOセンターの運営や事業展開を効果的に行うため、ボランティア、NPO関係者 18 名の委員で構成。単に意見を述べ合うだけではなく、事業の企画や運営にも関わる参画型の委員会である。



4 主な事業

| NPO活動推進のために実施 | ボランティア活動推進のために実施 |
|-----------------|----------------------|
| NPOの普及啓発 | ボランティア活動の啓発と参加支援 |
| NPOの活動基盤強化 | ボランティアコーディネーション機能の向上 |
| NPOのネットワーキング支援 | 災害ボランティア活動の基盤整備 |
| 他セクターとの連携・協働の推進 | 福祉教育、ボランティア学習の推進 |

公益信託こうちNPO地域社会づくりファンドの概要

1 目的

県が一定の財産を市中銀行に信託する等による「公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド制度」の創設を通じて、高知県内の社会貢献活動団体が行う活動に対して資金面の助成を行うことにより、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図ることによる県内の社会貢献活動の継続的かつ円滑な推進を支援し、民間と行政のパートナーシップによる新しい社会づくりを推進することを目的とする。

2 内容

(1) 支援対象団体

社会貢献活動支援条例第2条に規定する社会貢献活動団体

(2) 支援対象活動

高齢者・障害者への介護サービスや廃棄物のリサイクルの推進、清掃活動など地域の環境整備その他の県民や地域社会に対する公共的サービス、または当該公共的サービスを直接的に向上させる活動

(3) 対象活動期間 1年間

(4) 募集方法 公募

(5) 助成金額等

ア 支援対象団体の支援対象活動に係る事業経費の2分の1以内で、500千円を限度とする。また、当該団体に対する助成は3回までとする。

イ 支援対象団体が市町村との協働により行う支援対象活動に係る事業経費で、700千円を限度とする。

ウ 支援対象活動を行う支援対象団体の立ち上がり経費の2分の1以内で、250千円を限度とし、当該団体に対する助成は1回限りとする。

(6) 助成金の年間予算限度額

5,000千円

(7) 助成金の決定、活動報告等

ア 運営委員会の設置

信託財産の管理運営を委託された市中銀行は、助成を決定するにあたり、学識経験者、専門的知識を有する者や行政関係者等で構成する運営委員会を設置し、そこに諮問し、意見や助言を受ける。

イ 公開審査会の実施

申請者は、運営委員に、事業計画等についてプレゼンテーションを行う。なお、この会は、広く県民に参加していただき公開の場で行うこととする。

ウ 助成の決定

公開審査会后、運営委員会の意見をふまえて助成団体を決定する。

エ 活動報告

助成を受けた団体は、中間活動報告及び最終活動発表会でその内容を報告する。中間報告は、運営委員等から活動への助言等を受ける。最終活動発表会は、公開で行うこととし、活動の課題や情報交換等を行い、今後の活動を充実させ、活かしていく会とする。

3 信託財産について

(1) 県からの出捐について

ア 平成11年度は30,000千円。平成12年度から平成20年度までは、助成相当額(5,000千円を限度)を出捐する。

イ 出捐金期間終了後は、信託財産から生じる果実及び信託財産の取り崩しをもって助成を行う。

(2) 県民、企業等の寄付について

このファンドに賛同する県民、企業は随時寄付を行う。

また、県民及び受託者である市中銀行は、広く民間の寄付を得るため啓発活動を行う。

特定非営利活動法人に対する支援税制の概要

1 目的

地域社会において、公共サービスの担い手としての活動が期待される特定非営利活動法人の活動を、法人の「設立支援」に限らず「活動支援」の観点から税制面で支援することを目的としている。

2 支援税制の主な概要

| 税目等 | 支援税制の内容 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人県民税の均等割 | 県民税の均等割(20,500 円)を課税免除する。 |
| 不動産取得税 | 特定非営利活動に係る事業又は当該事業にその収益を充てるための収益事業の用に供するための不動産を、特定非営利活動法人が無償で譲り受けた場合について、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を課税免除する。 |
| 自動車税 | 下記1から3に掲げる事業を行う特定非営利活動法人が所有する自動車のうち、その事業の用に供する自動車については、当該自動車に対して課する自動車税を課税免除する。 1 社会福祉法に規定する社会福祉事業(保育所を経営する事業を除く) 2 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業 3 これらの事業に類する事業として規則で定めるもの |
| 自動車取得税 | 特定非営利活動に係る事業又は当該事業にその収益を充てるための収益事業の用に供する自動車を、特定非営利活動法人が無償で譲り受けた場合について、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税を課税免除する。 |

3 支援税制の施行日

平成15年4月1日

4 問合せ先

詳細については、高知県税務課課税担当(088-823-9308)までお問合せください。

高知県社会貢献活動支援推進計画(平成 11 年度～平成 20 年度)の評価の概要

高知県社会貢献活動支援推進会議

平成 19 年 12 月 20 日

1 評価の視点と方法等

①目的

平成 11 年度に策定した計画に基づく支援の取組みが、県内の社会貢献活動の発展に果たしてきた役割と課題を明らかにし、平成 21 年度以降の新たな計画策定における指針とする。

②実施主体

高知県社会貢献活動支援推進会議

③評価の対象

計画における支援の取組み主体は、県、市町村、事業者、県民、社会貢献活動団体であり、本来はこのすべてを対象とした評価を行うべきであるが、評価の実施主体の体制面での制約から、県及び県と連携して支援策を展開している県ボランティアNPOセンターに限定して行った。

なお県は、総合窓口である男女共同参画・NPO課と個別活動に関する窓口である各課室に分けて評価を実施した。

④評価方法

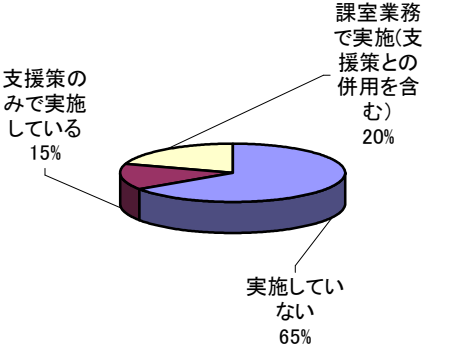
男女共同参画・NPO課及び県ボランティア・NPOセンターの事業実績を検証するとともに、県課室、県内の事業者及び社会貢献活動団体に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

2 評価主体ごとの支援策に対する評価結果の概要

① 男女共同参画・NPO課

| | 成 果 | 課 題 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| NPOへの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・NPOの活動が広がった NPO 法人数 14(H11)→203(H19.10) ・NPOセンターが住民の力を向上させるための場として機能した ピピネット登録 309(H12)→423(H19.10) ・NPOの活動が幅広く認知されるようになった NPO ファンド助成 122 団体 NPO 法人情報公開 89 団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・実効性の高い支援の仕組みが必要 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO の活動基盤(財政面、体制面、経験)は未だ脆弱 (財政規模:100万円未満の団体が約4割) ○NPO センターが行う事業への支援の継続やファンドのあり方の検討が必要 </div> |
| 行政の意識改革 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員の意識は変わりつつある <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○協働推進事業の実施によりNPOとの協働の必要性に一定の理解 NPO との協働の仕組みは必要: 協働推進事業実施課室の56% ○研修機会の充実によりNPOを知る機会が増加 ○庁内連携を求める声の高まり 協働サポーターの設置 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・協働の具体化と横断的な連携を促す取組みが必要 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○協働の必要性を感じながらも具体的な取組みに繋がっていない ○協働の推進に必要なもの ⇒庁内の連携を促す仕組み 協働を具体化し実践していく能力のある人材の育成 </div> |

② 県 課 室

| 成 果 | 課 題 | | | | | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|---------|-----|---------------------|-----|--------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・課室の業務が社会貢献活動団体の支援につながっている ・社会貢献活動団体を協働の相手方としてとらえつつある (課室に対するアンケート調査結果より) <div data-bbox="288 488 815 943" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(問9) 貴課室では、社会貢献活動団体を協働の相手方として業務を実施していますか</p>  <table border="1" data-bbox="319 571 782 929"> <caption>社会貢献活動団体を協働の相手方として業務を実施している割合</caption> <thead> <tr> <th>実施状況</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施していない</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>課室業務で実施(支援策との併用を含む)</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>支援策のみで実施している</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> </div> | 実施状況 | 割合 | 実施していない | 65% | 課室業務で実施(支援策との併用を含む) | 20% | 支援策のみで実施している | 15% | <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップの場づくりと、庁内連携のためのコーディネート機能の向上が必要 <ul style="list-style-type: none"> ○社会貢献活動団体との関係があっても、具体的な連携や協働の場につながる事例が限定的 ・課室とNPOセンターとの連携が必要 <ul style="list-style-type: none"> ○NPOセンターの機能の活用 ・市町村との連携が必要 <ul style="list-style-type: none"> ○住民の多様なニーズに対応するためには、住民に最も近い基礎自治体の関わりが必要 |
| 実施状況 | 割合 | | | | | | | | |
| 実施していない | 65% | | | | | | | | |
| 課室業務で実施(支援策との併用を含む) | 20% | | | | | | | | |
| 支援策のみで実施している | 15% | | | | | | | | |

③ 県 ボランティア・NPOセンター

| 成 果 | 課 題 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・NPOの活動の広がり、活動基盤強化、相互の連携につながった <u>NPO 法人数 14(H11)→203(H19.10)</u> <u>ピピネット登録 309(H12)→423(H19.10)</u> <u>地域づくり仕掛け人市の開催 等</u> ・行政側に「協働」の意識が浸透し、各地でさまざまな協働事例が生まれた ・企業と社会貢献活動団体との連携が進んだ <u>企業市民セミナー、企業NPO資源循環システム</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献活動団体の活動基盤強化のための支援は引き続き必要 (財政規模:100万円未満の団体が約4割) ・県や市町村との協働をより推進するため、積極的に関わっていくことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ○センターの機能を生かすためにも、県や市町村と関わるのが、協働事例の創出につながる |

3 総括意見の概要

この10年間の計画に基づくさまざまな取組みは、社会貢献活動の「量」を増やし、「質」を高めることに一定の貢献をしてきた。

今後は、引き続き社会貢献活動の「質」「量」の拡大を図るとともに、協働の質を向上させてさまざまな地域課題を解決する力を高め、「新たな公共」活動の創出につなげるための計画策定が望まれる。

社会貢献活動団体をはじめとする各主体を対象としたヒアリング

1 趣旨・目的

平成21年度から平成25年度を計画期間とする新たな「高知県社会貢献活動支援推進計画」について、県民のニーズやさまざまな立場の方々の視点を反映させた計画とするとともに、計画づくりに関わることによって計画が身近に感じられるよう、社会貢献活動団体、事業者、市町村、県民といった高知県社会貢献活動推進支援条例に掲げる主体の関係者から意見をいただく。

2 実施時期

平成20年4月から6月

3 実施者及び実施方法

高知県社会貢献活動支援推進会議の各委員が、自身の業務や活動で関係のある者を任意に選定して聞き取りを行う。

○社会貢献活動団体・・NPO活動を実施している方々

○県民・・地縁団体、婦人会、民生委員、自主防災組織など地域での活動を行っている方々

○事業者・・企業・NPOパートナーシップ委員会のメンバー

○市町村・・過去に「こうち人づくり広域連合」が行った協働に関する研修を受講した市町村職員

4 結果概要

| 対象 | 意見等 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県民 | 【現状】 地域住民の信頼関係に基づく、自然な形で福祉活動が行われている町や社協との連携も十分だが県との連携は希薄 【課題】 活動資金の確保、地域活動を行う若い人が少ない 【必要な支援策】 県との連携(コミュニケーション) |
| | 【現状・課題】 合併による周辺部の沈滞防止のための活動を実施 しかし現状は、行政との連携や信頼関係が不十分で活動資金も不足 地域の実情を把握するためには、行政は現場を見て話を聴くことが必要 【支援策】 合併による周辺部の沈滞防止のためには、住民と行政の協働は不可欠 行政側からの一緒に何とかしようという姿勢が必要(資金面、話し合いの機会等) |
| | 【現状】 「住み慣れた地域で暮らす」ことができるよう地域での助け合いシステム(宅老所)を運営 【課題】 助成金はありがたいが、事業内容に対する行政側の理解不足 町としての宅老所の将来ビジョンが見えない 【必要な支援策】 地域の人には新しいことを始めるのは得意だが、古いきいたりや観光を変えるのは苦手で、行政側からのアプローチが必要 |
| | 【現状】 環境に関するさまざまな活動を実施 行政は一応協力的、地域支援企画員の関わりが大きい 【課題】 活動のための資金不足 【必要な支援策】 行政の目的と合致する部分は多いので、もっと積極的に関わってほしい 行政が後ろ盾になれば活動しやすい |

| | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県民 | <p>【必要な支援策】 住民の社会貢献活動への参加を促すためには、地域のことを議論する機会を提供することが必要で、これが自治意識を高める。 また、小額でもいいのでインセンティブになるような仕組み(助成金等)が必要</p> |
| 事業者 | <p>【必要な支援策】 社会からの社会貢献活動への要請を明確に示す必要性 企業が行う社会貢献活動の公正な評価やメリットを感じることができる仕組み 企業に対する社会貢献活動に関する情報提供 企業の社会貢献活動推進のための推進母体の構築(経営者レベルの参画が必要) 企業の社会貢献活動を促進するための各種規制緩和 構想や計画段階からの企業の参画の仕組みが必要(アイデアや意見の活用)</p> |
| 市町村 | <p>【協働の現状】 NPOとの協働については、その意識を持って取り組んでいる市町村が多い。 もともとの地域のつながりやまとまりがある地域は、協働がスムーズに行われている。 自治体によっては、行政の側から地域に出向いていくという手法をとっているところも。 協働がうまく行われると、地域課題の解決がスムーズになる。</p> <p>【課題】 協働は手段で目的ではない。行政側の都合で行われているのでは。 画一的に協働を進めてもうまく行かない。 世代間交流も大切。担い手づくりをしないと特定の人に負担がかかる。 「協働」とは何かを改めて考え直すべき。</p> <p>【県に対する期待】 地域支援企画員のかかわり、事例紹介などの情報提供 情報交換の場の提供(コーディネート役)</p> |
| 社会貢献活動団体 | <p>【行政との関係の現状】 県は地域支援企画員、宅老所事業で高知市元気生きがい課との関わりあり</p> <p>【課題】 事務処理 団塊世代の人が気軽に地域のお手伝いができるようコーディネートできる人が必要</p> <p>【必要な支援策】 事務処理ができる人の確保</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 講座はありがたいが時間がないので、その都度対応してもらえればありがたい NPOとボランティアのマッチングの際、基本的な知識(ボランティアとは何か)は付与しておいて欲しい</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 県や高知市とは各種事業の実施に関わりがある</p> <p>【課題】 活動ボランティアの高齢化(後継者の確保)、行政のNPOに対する意識の低さ</p> <p>【必要な支援策】 財政的な支援、活動場所の提供</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 NPO同士をつなげる取り組み、話し合いの場づくり</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 県や高知市とは各種事業の実施に関わりがある(名義後援、私有林の提供)</p> <p>【課題】 財政基盤の脆弱さ(委託事業費の立替払いは困難) 行政のNPOに対する理解不足、事務局体制の強化</p> <p>【必要な支援策】 相互理解、活動に必要な機材貸し出しシステム</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 県施設の指定管理者や音訳活動を実施</p> <p>【課題】 指定管理制度の雇用面での不安定さ、人件費の算定 行政のNPOに対する理解不足、事務局体制の強化</p> <p>【必要な支援策】 NPOと企業が協働して県の仕事を請ける仕組み</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 一律の講座ではなく、必要なことを必要なときに教えてもらえる仕組み</p> |

| | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会貢献活動団体 | <p>【行政との関係の現状】 事業の受託</p> <p>【課題】 行政のNPOに対する理解不足(NPOだからボランティアだろう、団体を知らない) 事務局体制の強化(高齢化、運営スキルがないなど)</p> <p>【必要な支援策】 事務的な補助をしてもらえる仕組み</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 弱小NPO支援のためのプログラム、会計提出書類等の講座</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 国際交流協会などからの補助金受領、市の平和授業等への協力</p> <p>【課題】 助成金情報がわからない、会員の高齢化、運営資金の確保</p> <p>【必要な支援策】 助成金情報の提供、資料保管に対する専門的なアドバイス</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 弱小NPO支援のためのプログラム 会計提出書類等の講座</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 県、市との協力関係を築いて活動、国際交流員の派遣も受けている</p> <p>【課題】 NPO＝ボランティア＝無料という考え方は困る 運営に携わる人の固定化、後継者の確保</p> <p>【必要な支援策】 事業費ではなく運営費が必要 県とNPOとの情報交換の場、顔の見える関係づくり</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 助成金申請講座、団体用ロッカー、活動場所づくりNPO同士のネットワークづくり</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 イベント開催時に託児依頼がある、講習会実施時に講師派遣等を依頼している 地域づくり支援課とは3年ほど前から関係がある</p> <p>【課題】 職員の異動により、行政の体制などに変化が出る</p> <p>【必要な支援策】 事業化するなら予算もきちんとつけて欲しい NPOの活動に対する評価</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 物品提供だけでなく、場所提供の仕組みづくり</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 市とは、10年以上イベントの実施などで関わりが深い 県との関係は特にない</p> <p>【課題】 職員の異動により、対応が変わる。認識の差を埋めるのに苦労している 会員数の減少</p> <p>【必要な支援策】 資金的援助 NPOの活動に対する認識・評価(行政、県民とも)</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 NPO経営塾は魅力だが、地理的・時間的制約で参加できていない</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 市とは、会場提供、広報、助成金、後援名義などで関わり</p> <p>【課題】 職員の異動(新しい関係の広がりがあるので悪いばかりではない) 地域での他団体との協力関係が乏しい</p> <p>【必要な支援策】 資金的援助 他団体との交流等ができる場の提供</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 各地域の拠点づくり(機材が使える、話ができる場)</p> |

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会貢献 活動団体 | <p>【行政との関係の現状】 事業の実施に関して一定の関係はある</p> <p>【課題】 会員数の減少 市と県の連携体制</p> <p>【必要な支援策】 継続的な活動には継続的な財政援助が必要 活動を安定させるため、事務局機能を保つための人材、資金 だれでも簡単に参加できる寄付金制度の構築</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 県や市の市民活動に対する働きかけ(補助、委託に関する業務窓口など)を中間支援組織にもっと委託して窓口の一本化等を図って欲しい。</p> |
| | <p>【行政との関係の現状】 県との関係が強い</p> <p>【課題】 立ち上げ期に比べて担当者との想いのギャップを感じる いつまで続けられるかという不安定さ</p> <p>【必要な支援策】 財政的な支援</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 各種提出書類作成の代行</p> |
| | <p>【県との関係における課題及び今後必要なこと】 補助金・委託金の前払い制度 課を越えた庁内連携の仕組み NPOを把握し、関係作りを積極的に 職員の人材育成、意識改革 補助金や制度に関する情報提供 市町村への働きかけ</p> <p>【市町村との関係における課題及び今後必要なこと】 NPOへの正しい理解 積極的にNPOとの関係を持つこと</p> <p>【活動に対する課題及び必要な支援策】 補助金、委託金の前払い制度 運営費も充てられる助成の仕組み 民間寄付制度、融資制度</p> <p>【中間支援組織に求めるもの】 助成金情報の充実 機材貸出制度の充実 NPOの深い把握と適切なつなぎ NPOの適切な評価 NPO個別支援体制 NPOの事務処理支援</p> |

1 子どもの読書環境を整えるための市民運営の図書館

| | | | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|
| 団体名称 | 特定非営利活動法人高知こどもの図書館 | 所在地 | 高知市 |
| 設立時期 | 平成11年7月23日 | 会員数 | 665名 21団体 |
| 活動概要 | <p>★高知こどもの図書館の管理運営 こどもの読書環境を整えることが大切だと考えた市民の運動を高知県がサポート(施設を無償貸与、運営費補助等なし)する形で、平成11年12月に開館した「高知こどもの図書館」の管理運営業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書の貸出し・・・蔵書約28,000冊 ・企画展の実施・・・1～2ヶ月ごとにテーマ別に実施 ・おはなし会・・・絵本の読み聞かせや手遊び、紙芝居など ・絵本の時間・・・大人のための絵本の講座 ・折り紙教室・・・伝統の折り紙を学んで子どもたちに伝えることが目的 <p>絵本の読み聞かせや講演などは他館や他地域へも巡回して実施しています。</p> | | |

= 特徴的な活動紹介 =

全国初のNPO法人運営の図書館

全国で初めてのNPO法人運営の図書館として開館し、図書の貸し出しサービスのほか、企画展、手遊びや絵本の読み聞かせ、他地域への巡回活動など子どもの読書環境を整えるための活動を実施し、子どもの豊かな想像力や創造力、思考力を育てています。

大人のための講座

子どもだけでなく大人も楽しめるよう、絵本作家やテーマに沿って、作家の生い立ちや数々の作品紹介など絵本をいろいろな角度から楽しむため「絵本の時間」や、伝統の折り紙をきちんと子どもたちに伝えるための「基礎からはじめる折り紙教室」など、大人を対象とした講座も実施しています。



2 住民・NPO・行政が協力して地域の活性化に取り組んでいます

| | | | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 団体名称 | 絵金蔵運営委員会 | 所在地 | 香南市赤岡町 |
| 設立時期 | 平成15年12月 | 会員数 | 24名 |
| 活動概要 | <p>★絵金蔵の指定管理業務 平成17年2月に開館した、幕末土佐の芝居絵師金蔵(通称、絵金)の遺した赤岡町に残る芝居絵屏風の展示施設の管理業務</p> <p>★絵金蔵を活用した地域活性化のための事業 旧赤岡町(現香南市)も絵金蔵を単なる芝居絵屏風の保存、展示施設としてではなく、地域活性化の核となる施設として位置づけており、施設の管理運営だけでなく、絵金の文化を広く紹介するとともに、まちづくり拠点施設としてのさまざまな仕掛けを通じて、住民や行政とともに地域活性化に取り組んでいる。</p> | | |

= 特徴的な活動紹介 =

絵金祭り

絵金蔵に所蔵の23枚の芝居絵屏風は、毎年7月14日、15日の赤岡町須留田八幡宮の夏祭りと、7月第3週土・日曜日の絵金祭りにだけ蔵の中から目覚め、商店街の軒先にその姿を表します。

町歩きマップ、町歩きカルタの作成

まちの見所を詰め込んだ「今昔赤岡 まち歩きマップ」や、まちの見所とその場所を落とし込んだマップを持って自由に町を歩く「あかおカルタでまち歩き」で、町外からの観光客を絵金蔵界隈に呼び込み、商店街などの地域の活性化に取り組んでいます。

絵金祭り



3 乳幼児から高齢者までをケアする大家族型デイサービス

| | | | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 団体名称 | NPO法人デイサービスまる | 所在地 | 高知市 |
| 設立時期 | 平成14年9月25日 | 会員数 | 11名 |
| 活動概要 | <p>従来の縦割りの介護方式ではなく、高齢者、障害児・者、乳幼児など介護や手助けが必要な方々の全てを対象とした、利用者を制限しないデイサービス事業を実施している。 (定員10名:介護保険法及び障害者自立支援法の指定を受けている) ≪提供サービス内容≫ 健康チェック、入浴、食事、各種のレクリエーション、介護相談など また、地域のお年寄りのサロンとして、地域の活動拠点としての役割も担っている。</p> | | |

= 特徴的な活動紹介 =

利用者に制限がなく、家族的な雰囲気のデイサービス

高齢であっても障害を持っていても何か役に立てると感じる事が出来れば、それが生きがいにつながります。高齢者、障害児・者、乳幼児を1箇所ですべてケアすることで、たとえば認知症のお年よりが介護されるだけの存在から、赤ちゃんを見守り遊んでくれる保育者になります。障害児や赤ちゃんにとっても時間を気にせず遊んでくれるお年寄りの存在は大切です。年齢や障害の有無に関係なく家族のように集うことでお互いに扶助しあう役割が出来、自分の存在価値を見出すという効果を得ています。

利用者本位のサービス提供

年始の3日間を除いて毎日利用できます。午前7:30～の早出や午後7:00までの居残りにも対応しています。これらは家族の要望にこたえたものです。また各種のレクリエーションなども、画一的に行うのではなく、本人の意向を踏まえたうえで実施するなど、利用者本位のサービス提供を行っています。

職員全てが看護師

職員全てが看護師の資格を有しており、医療依存度の高い利用者の受け入れも積極的に行っています。

春野へ菊のお花見



4 日高村 6,000 人のハローワークを目指しています

| | | | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 団体名称 | 特定非営利活動法人日高わのわ会 | 所在地 | 高岡郡日高村 |
| 設立時期 | 平成17年3月23日 | 会員数 | 57名 |
| 活動概要 | <p>「自分たちの困りごとは自分たちで解決する」ことを目指して、地域に眠っている社会資源を活用し、今まで手掛けられていないすき間の部分をビジネスにつなげて高齢者や障害者などの就労の場を確保するなど、地域生活の支援に関するさまざまな事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫茶「わのわ」の運営 ・日高村特産トマトの加工製造販売 ・健康センターの清掃、管理事業 ・障害者就労継続支援事業、短期入所事業、日中一時支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・チャイルドルーム&ミニデイサービスの運営 ・住民参加型ホームヘルプサービス ・農作業の手伝い ・配食サービス ・わのわキッズクラブ など | | |

= 特徴的な活動紹介 =

歳をとっても、障害を持って、その人らしく日高村で暮らす

人がだれも持つ「誰かの役に立ちたい」という思いを村民ならではのサービスに代え、その対価を有償ボランティア方式で関わってくれる住民に還元する形で、住民に就労する場、社会参加する場を提供しています。

行政では対応できない、民間では採算が合わないといった住民ニーズを「コミュニティビジネス」とし、また公共施設の管理や福祉サービスなどを村から受託して、障害者、高齢者、子育て中の方々などの就労の場をつくり、村民だれもが暮らしやすい地域づくりを目指しています。

行政との協働

共同で仕事を起こし、行政のできなくなったサービス・私たちがあつたら生活しやすいサービスを、住んでいる住民から提案し行政と一緒に新しいサービスを作り、そのサービス提供により私たちの支払った税金が少しでも謝金として戻ってくるシステム作り。行政はわのわ会にとって、ともに仕事を考えてくれるパートナーです。

幸せを運ぶ和



5 四国の自然の中で活躍する専門家集団

| | | | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
| 団体名称 | 特定非営利活動法人四国自然史科学研究センター | 所在地 | 須崎市 |
| 設立時期 | 平成15年4月2日 | 会員数 | 125名 |
| 活動概要 | <p>★四国地方の自然史に関する調査研究、普及啓蒙に関する事業を通じて、人と野生生物の共存方法を模索する。</p> <p>①野生生物の基礎調査・研究 ②地域生態系の保全と環境の復元 ③四国の自然史科学研究の拠点の構築 ④調査研究に基づく政策提言 ⑤自然史科学研究の後継者育成 ⑥傷病野生生物の救護活動</p> | | |

= 特徴的な活動紹介 =

野生生物の基礎調査・研究などを行っています。

四国に生息する多くの野生生物は、まだ十分に生態、環境要求や分布情報が解明されていないため、従来の調査・研究方法を用いながら、さらに地理情報システム(GIS)や遺伝子解析などの新しい手法を取り入れ、基礎的な調査・研究活動を継続的に実施しています。

また、傷病野生鳥獣の救護や野生復帰のためのリハビリテーションを実施するとともに、生物に関する写真や実物標本を、学校教育や生涯教育で活用するなど環境教育活動にも力を入れています。

調査研究にもとづいた政策提言を行っています

官公庁等が進める四国の生物・環境関連事業に積極的に関与し、調査・研究活動で得られた情報を基にした科学的な政策の提言、技術の提供、検討委員会への参加などを通じ、地域の環境シンクタンクとしての役割を担っています。

標本を使った学習の様子



6 障害のある人の就労機会増加のため、企業とのパートナーシップを進めています

| | | | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 団体名称 | 特定非営利活動法人ワークスマらい高知 | 所在地 | 高知市 |
| 設立時期 | 平成16年1月26日 | 会員数 | 30名 |
| 活動概要 | <p>障害のある人を安易に保護し、力を発揮する機会を奪うのではなく、就労の機会を設けて当たり前働くという社会的自立を支援するため、次の事業を実施している。</p> <p>★就労支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お弁当屋「m's kitchen」(就労移行支援事業 定員10名)の運営 ・食品工場「m's factory」(就労継続支援事業 A型定員10名、B型定員30名)の運営 ・カフェレストラン「m's place」(就労移行支援事業 定員6名)の運営 ・「ICTセンターみらい」(就労移行支援事業 定員10名)の運営 ・ケーキ工場「strawberry fields」(就労継続支援事業 A型定員20名、B型定員10名)の運営 <p>★相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援センターmirai」(指定相談支援事業)の運営 <p>★共同生活援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「グループホームみらい」(共同生活援助事業 定員12名)の運営 | | |

= 特徴的な活動紹介 =

Not Charity But The Chance!(保護より機会を!)

「障害のある人の働く場をつくり、最低賃金を保証したい」という理念のもと、お弁当やケーキ、お菓子などの製造・販売、レストランの経営、コンピューターワークなどの事業を展開することにより、障害のある人の就労の機会を確保するとともに、その就労経験を将来の一般就労につなげるための支援を行っています。

企業とのパートナーシップ

NPOと企業との関係を、一般的に言われているような一方向の支援である「Win-Lose」の関係から、ビジネスを主体としてお互いにメリットがある「Win-Win」の関係となるよう、企業との事業連携に向けた取り組みを行っています。他の一般メーカーには出せない魅力ある商品を生み出すことが、企業との継続的な連携には必要で、日々努力を重ねています。



看板商品「じゃんぼら」の製造

7 島がまるごと博物館 – 持続可能な里海づくり –

| | | | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 団体名称 | 特定非営利活動法人黒潮実感センター | 所在地 | 幡多郡大月町 |
| 設立時期 | 平成14年10月11日 | 会員数 | 約 500 名 |
| 活動概要 | <p>大月町柏島を一つの博物館ととらえ、「島がまるごと博物館」という概念のもと、持続可能な里海づくりを目指し、海に関する環境保全・環境教育・調査研究などの活動や情報発信など、この島の素晴らしさをより多くの人に知っていただき、共に育んでいくための活動を行っている。</p> <p>★自然を実感する取り組み 海洋生物の調査研究や里海セミナーの実施、海の環境学習会や体験実感学習の開催、エコツアーの開催</p> <p>★自然を活かすくらしづくり 住民の物産販売「里海市」への参加、豊かな漁場づくりのお手伝い、望ましいかたちでの海洋資源活用の振興、</p> <p>★自然とくらしを守る取り組み 海洋環境の定期的な調査、サンゴや藻場の保全活動、自然とくらしを守るルール作りのお手伝い</p> | | |

= 特徴的な活動紹介 =

柏島を実感するエコツアー

島にあるものすべてを自然の教材としてさまざまな体験メニューを提供し、柏島の魅力である美しく豊かな海を実感してもらうために、県内外の子どもたちや大人向けのエコツアーを企画・実施しています。

アオリイカ(モイカ)の人工産卵床設置による海の中の森づくり

地球温暖化などの影響で藻場が減少し、イカの産卵場所が減っている中で、杉やヒノキなどの間伐材の枝葉を海底に沈めて人工の産卵床を設置し、イカを増やす取り組みを行っています。

地元の子どもたちに「山と海のつながり」について学習する機会として関わってもらい、木の切り出しから海底への設置作業まで、山林従事者、漁業従事者、ダイバーなどの協力を得ながら、豊かな漁場づくりのお手伝いをしています。



産卵床に集まるアオリイカ(モイカ)

8 ふれあい、助けあいの心を大切にした住民同士の互助活動

| | | | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
| 団体名称 | 特定非営利活動法人地域サポートの会さわやか高知 | 所在地 | 高知市 |
| 設立時期 | 平成12年6月12日 | 会員数 | 429名 |
| 活動概要 | <p>急速に進む少子・高齢社会の到来を危機的に捉えず、市民が助け合って生活する地域コミュニティーを創造する機会と位置づけ、「地域住民がお互いに参加して助け合い、高齢者、障害者を含めた市民一人ひとりが安心して暮らせる地域コミュニティーづくり」のため、<u>会員同士による有償(非営利)の助け合い活動</u>を実施している。</p> <p>主な支援活動サービス：家事援助、介助・介護、子育て支援、通院・移送、その他日常生活の困りごと</p> | | |

= 特徴的な活動紹介 =

「できるときに できることを 無理せず 楽しく」

介護保険制度の対象とならないが、日常生活を送るうえで欠かせないことを、「できるときに できることを 無理せず 楽しく」をモットーに、会員同士が対等の立場でお互いに助け合うことを基本とした有償ボランティア活動を実施しています。

そして、一人ひとりの価値観を大切に市民同士が助け合い、市民が安心して生活できる「ふれあい社会」の構築を目指しています。



高齢者の通所送迎

人の尊厳を大切にしたケアについて考えています

その人の生き方を大切にし、その人らしく生きるために必要なケアの提供のため、医師、地域包括支援センター職員、介護施設担当者、防災関係者、高齢者・障害者等の家族や本人などで構成する「**尊厳を支える地域ネットワーク会議**」を立ち上げ、現場のさまざまな事例について意見交換を行いながら、それぞれが日々の活動の中で「人の尊厳を大切にしたケア」を考えています。

高知県社会貢献活動推進支援条例

目 次

第 1 章 総則（第 1 条— 第 8 条）

第 2 章 社会貢献活動に対する支援策の基本的事項等（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 国及び他の地方公共団体との協力等（第 17 条・第 18 条）

附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、現在及び将来の地域社会において重要な役割を担う社会貢献活動に対する支援について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体の責務を明らかにするとともに、社会貢献活動に対する支援策の基本となる事項を定めることにより、その支援策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の社会生活の質の向上を図り、豊かで安心して暮らすことができる元気な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「社会貢献活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

- （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- （3）特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- （4）公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

2 この条例において「社会貢献活動団体」とは、社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 社会貢献活動に対する支援は、次に掲げる基本的な方向により、県、市町村、事業者及び県民が、それぞれの能力に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に推進することにより行われなければならない。

- （1）社会貢献活動団体の自主的な社会貢献活動を尊重し、促進する支援であること。
- （2）社会貢献活動団体が自立し、地域社会の主体となるような支援であること。
- （3）県、市町村、事業者、県民及び社会貢献活動団体のパートナーシップの醸成につながる支援であること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める社会貢献活動に対する支援についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、総合的な支援策を策定し、及び実施するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念に基づいて、当該市町村の区域の実情に応じた社会貢献活動に対する支援策を実施するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づいて、地域社会の構成員として、社会貢献活動が円滑に推進されるように努めるとともに、県又は市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念に基づいて、社会貢献活動に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策に協力するように努めなければならない。

(社会貢献活動団体の責務)

第8条 県、市町村、事業者又は県民から支援を受けた社会貢献活動団体は、当該支援を最大限に生かし、誠実かつ着実に社会貢献活動を推進するものとする。

第2章 社会貢献活動に対する支援策の基本的事項等

(社会貢献活動支援推進計画)

第9条 知事は、第4条の規定により、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる計画（次項において「社会貢献活動支援推進計画」という。）を定めるものとする。

2 社会貢献活動支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画の構想

(2) 計画の目標

(3) 社会貢献活動団体の概況及び課題

(4) 社会貢献活動に対する支援策

(5) 前各号に掲げるもののほか、社会貢献活動に対する支援策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(活動基盤の整備)

第10条 県は、社会貢献活動が継続的かつ円滑に推進されるように、社会貢献活動を支援する拠点の整備、情報の提供等社会貢献活動の基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする。

(財政基盤の整備)

第11条 県は、社会貢献活動団体が継続的かつ円滑に社会貢献活動を推進することができるように、社会貢献活動団体の財政基盤の強化を図るために必要な方策を講ずるものとする。

(人づくりの推進)

第12条 県は、社会貢献活動に関する専門的知識を有する人材、社会貢献活動団体を支える人材等の育成を図るために必要な方策を講ずるものとする。

(広報、学習機会の提供等)

第13条 県は、事業者及び県民が社会貢献活動に対する理解を深め、並びに社会貢献活動への自主的な参加が促進されるように、広報、学習機会の提供等の必要な方策を講ずるものとする。

(交流及び連携の推進)

第14条 県は、社会貢献活動団体相互の交流及び連携が図られるように、情報の交換等の必要な方策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第15条 県は、社会貢献活動に対する支援策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

(県民等の参加及び協働による支援の推進等)

第16条 県は、社会貢献活動に対する支援に関して事業者、県民及び社会貢献活動団体(以下この項において「県民等」という。)から広く意見を聴き、並びに県民等と協議を行うことにより、県民等の参加及び協働による社会貢献活動に対する支援を推進するものとする。

2 県は、社会貢献活動に対する支援について必要な調査及び研究を行い、その成果の普及を図るものとする。

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第17条 県は、国及び他の地方公共団体と協力して、社会貢献活動が推進されるように努めるものとする。

(市町村への支援)

第18条 県は、市町村が実施する社会貢献活動に対する支援策を支援するように努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

用語の解説

※1 新たな公共

県民や事業者、社会貢献活動団体を地域の担い手と位置づけ、これらの主体が、従来、行政が担っていた公共の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や公と私の間領域で協働すること。

《例》

- ・市街地活性化のため、空き店舗を託児所として活用(従来私の領域で公共的価値を含む活動)
- ・NPO 等による過疎地有償運送(公と私の間領域を新たに担う活動)
- ・市民との協働による河川敷の清掃活動(従来公の領域で民間が主体的に担う活動)

※2 信頼、助け合い、つながり = 地域のきずな

住民同士の「きずな」の強い地域(社会)は、住民の他者に対する信頼や助け合いといった意識が浸透しているので、物的資源や人的資源をよりよく活かすことができ、犯罪が少ないことや、豊かなネットワークから経済発展の機会を増やして失業率を減らすなど、政治、社会、経済へ良い影響を与える(地域力を向上させる)と、さまざまな調査(平成14年度、平成17年度内閣府調査など)で言われている。

また、地域の「きずな」の強さを計る物差しの一つとして、ボランティア・NPO・市民活動への住民の参加率が使われており、ボランティア・NPO・市民活動が盛んな地域では、より信頼、助け合い、つながりといった「きずな」が強くなるとともに、市民活動がより活発になるという相乗効果も指摘されている。

※3 NPO

「NPO(Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称である。

法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

(内閣府ホームページより)

※4 協働サポーター

全庁的にNPOと行政との協働を推進するため、各部局の企画担当課に設置し、次の役割を担っている。

- (1) NPOや県民からの社会貢献活動に関する提案や問い合わせ等についての各部局の窓口として、必要に応じ部局内の担当課室との調整を行う。
- (2) NPOと行政との協働や社会貢献活動に関する庁内連携を推進するため、県民生活・男女共同参画課及び部局内の担当課室と課題や情報の共有を図る。

※5 地域支援企画員

市町村と連携しながら住民の方々の活動のサポートや情報提供、また、人と人とのつなぎ役や地域と市町村や県とのパイプ役となるなど、縦割りの組織に縛られず、職員の自由な発想で自主的に活動するため、現在県内を6つのブロックに分けて総勢60名の地域支援企画員が県内全域に配置されている。

※6 プラットフォーム

そのまわりの部分よりも高くなった水平で平らな場所をさす英語。

この計画では、NPO、行政(県、市町村)、事業者(企業)、自治会や町内会などの地縁団体、地域住民などが、対等な立場で、課題の解決策等について協議・連携する場(出会いの場、活動の基盤、舞台)と位置づけている。

※7 中間支援組織

行政と地域の間にとってさまざまな活動を支援する組織のこと。NPO への支援などを主目的として発足し、NPO の整備のための相談窓口などのセンター的機能を持つケースが多い。

※8 CSR 活動

Corporate Social Responsibility の頭文字をとった表現で、一般的に「企業の社会的責任」と言われる。

「企業が社会の一員として存続していくために、社会的公正性の実現や環境への配慮を経営活動の中に組み込んでいく責任」(経済新語辞典より)

※9 企業・NPO パートナーシップ委員会

企業の社会貢献活動および企業と NPO との連携を進めるため、企業・経済団体、NPO支援組織らで構成している委員会。高知県ボランティア・NPOセンターとNPO高知市民会議が共同で事務局を担っている。定期的に「企業市民セミナー」を開催しているほか、企業から提供される物品等の資源をNPOに提供する「企業・NPO 資源循環システム」の運用などを行っている。